令和５年度

農　地　業　務　年　報

千葉県農林水産部農地・農村振興課

は　じ　め　に

千葉県は，大消費地である首都圏に位置し，豊かな県土資源と約 630 万人の県民，温暖な気候といった恵まれた環境のもと，全国屈指の農業県として園芸・畜産業など多彩でバランスのとれた農業を展開しております。

千葉県の農業産出額は全国でも上位に位置しています。農地は，こうした農業生産を支える最も基礎的な資源であり，これを良好な状態で維持・保全し，有効活用していくことが，安定的な食料供給を確保する観点からも重要です。

また，農地は，県土や自然環境の保全，良好な景観の形成など，多面的な機能を有しており，県民にとってかけがえのない財産です。

しかしながら，農地は一旦転用されるとその回復が非常に困難であり，農地の減少が懸念されています。また，農業従事者の高齢化，担い手や労働力不足の深刻化，遊休農地・荒廃農地の増大等，農地をめぐる情勢は非常に厳しい状況にあります。

農地・農村振興課では，これらの状況を踏まえ，「農業振興地域制度」と「農地制度」の適正かつ厳正な運用に努めてまいります。

また，市町村や農業委員会等と連携し，「地域計画」の実現に向けた支援を行うとともに，農地中間管理事業や基盤整備事業等を活用し，農地の集積・集約化を進めてまいります。

本業務年報は，千葉県における令和５年度の農地行政の概要と推移を取りまとめたものです。

本業務年報を今後の農政推進の参考として御活用いただくとともに，農地行政に対する一層の御理解と御支援を賜れば幸いです。

令和８年１１月

千葉県農林水産部農地・農村振興課長

目　　次

第１　農地概況 …… １
　１．農地面積 …… ３
　２．農業振興地域と農地転用 …… ３
　３．都市計画法と農地転用 …… ３
　４．農地転用と農地面積の推移 …… ３
　５．農地価格の推移 …… ４
第２　優良農地の確保・拡大 …… ７
　１．農業振興地域整備計画について …… ９
　（１）農業振興地域整備計画の管理 …… ９
　（２）地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画） …… １０
　（３）農業振興地域整備計画の変更について …… １０
　２．農地の制限 …… ２０
　（１）農地等の権利移動の制限 …… ２０
　（２）農地等の転用の制限 …… ２０
　（３）農地転用許可条件履行状況調査 …… ２２
　（４）農地違反転用防止対策事業 …… ３０
　３．農地利用集積 …… ３４
第３　農地の有効利用 …… ３７
　１．交換分合事業及び附帯農道等整備事業 …… ３９
第４　自作農財産の維持・管理及び処分 …… ４１
　１．国有農地等の管理 …… ４３
　（１）農地等の取得及び国有財産台帳への登載 …… ４３
　（２）国有農地等管理状況 …… ４４
　（３）農地等の貸付 …… ４４
　（４）不要地認定 …… ４４
　（５）国有農地等の土地改良事業及び土地区画整理事業への編入承認，換地承認 …… ４４
　（６）買収・売渡登記の促進 …… ４５
　（７）国有財産管理人 …… ４５
　２．国有農地等の処分 …… ４５
　（１）非農業利用目的の売払い …… ４５
　（２）農業利用目的の売払い …… ４６
　３．開拓財産の管理 …… ４８
　（１）登記事務 …… ４８
　（２）実地検査 …… ４８
　（３）不存在財産と確認調査 …… ４８
　（４）開拓財産管理状況 …… ４８

（５）不要地認定 ・・・

第１　農　地　概　況

第１　農　地　概　況

１．農 地 面 積

県土面積は 515,648ha（令和６年１月現在）であり，このうち全国有数の農業生産を支える基盤である農地面積は 141,892ha（令和６年１月１日現在）で，県土面積の 27.5%を占めている（表１－１）。

２．農業振興地域と農地転用

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域は 398,409haと県土面積の 77.3%を占めているが,同法の土地利用規制の対象となる農用地区域面積は 102,506haで農業振興地域の 25.7%を占めている（表１－２－（１））。

農用地区域内に所在する農地は，農用地利用計画において農業用施設（畜舎，農産物集出荷施設等）用地として指定されている区域内の農地を当該用途に農地転用する以外は原則として認められない。したがって，同区域内の農地は農地転用について厳しい制限が課され，農地として保全されることとなっている。

３．都市計画法と農地転用

都市計画法に基づく市街化区域の面積は 70,839ha(令和５年３月３１日現在）であり，市街化区域内の農地面積（生産緑地を含む）は 2,124haで，県全体の農地面積の 1.5%を占めている。

これを地域別にみると,東葛飾地域は市街化区域内農地面積が 1,128haで地域の行政区域内農地面積の 11.0%を占めており，千葉地域は 457haで同じく 3.8%を占めている。また，これらの２地域で市街化区域内農地の 74.6%を占めている（表１－２－（２））。

市街化区域は，既成市街地及び概ね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めていく区域であることから，農地の転用についてもこの区域の性格を踏まえ，一定の要件のもとに，あらかじめ農業委員会に届出をすれば，農地転用の許可は要しないこととされている。

４．農地転用と農地面積の推移

農地の権利移動・借賃等調査によると，平成２６年から令和５年の１０年間における農地の転用許可（届出等を含む。）面積は4,983ha，許可・届出・協議以外の転用面積は847haであり，合計5,830haが農地から農地以外に転用されている（表１－３）。

最近５年間についてみると，転用面積は2,583haとなり，年平均516.7haが転用され，農地面積の減少要因となっている。

また，転用面積は，平成２３年から増加傾向にあったが，平成２６年をピークとして，その後は減少傾向となっている。

令和６年１月１日現在の農地面積は,固定資産概要調書によると,非課税地積を含め141,892haとなっている。

なお，141,892haの農地の中には，市街化区域内の農地面積（生産緑地を含む）が2,124ha含まれており，概ね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域の性格から，これらの農地は，市街化の進展に伴い，将来的に農地以外の用途に転用される可能性がある。

５．農地価格の推移

１０ａ当たりの農地の売買価格を前年と比較すると，県平均では，中田，中畑ともに前年を下回り，中田は８６千円の減，中畑は５８千円の減となっている（表１－４）。

＜表１－１　農地面積の推移＞

単位:ha

年度	農地面積		
		田	畑
26	147,057	85,038	62,019
27	146,441	84,811	61,630
28	145,798	84,588	61,211
29	145,208	84,322	60,886
30	144,606	84,084	60,523
元	143,970	83,817	60,153
2	143,655	83,624	60,031
3	143,020	83,430	59,589
4	142,982	83,540	59,442
5	141,892	83,040	58,852

（注）１　総務部市町村課「固定資産概況調書」（調査基準日1月1日）による。

２　単位未満を四捨五入するため，田と畑の面積の合計が農地面積と一致しない場合がある。

＜表１－２－（１）　農地等面積の推移＞

単位:ha

年度	行政区域内 農地面積	市街化区域内 農地面積	農業振興地域 面積	農用地区域 面積
26	147,057	2,872	398,148	102,829
27	146,441	2,761	398,161	102,801
28	145,798	2,616	398,152	102,759
29	145,208	2,481	394,968	102,646
30	144,606	2,377	394,904	102,479
元	143,970	2,306	397,320	102,668
2	143,655	2,239	398,277	102,616
3	143,020	2,184	398,557	102,689
4	142,982	2,230	398,315	102,562
5	141,892	2,124	398,409	102,506

（注）1　行政区域内農地面積及び市街化区域内農地面積は，総務部市町村課「固定資産概要調書」（調査基準日1月1日）による。

（注）2　市街化区域内農地面積は，生産緑地面積を含む面積である。

（注）3　農業振興地域面積及び農用地区域面積は，農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」（～平成22年度は「市町村農業振興地域整備計画管理状況報告書」）による（基準日：12月31日）。

＜表１－２－（２）　地域別農地面積＞

単位:ha

地　域	行政区域内農地面積		市街化区域内農地面積		農用地区域面積	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
千　葉	12,336	11,913	461	457	6,975	6,947
東 葛 飾	10,371	10,260	1,210	1,128	4,832	4,829
印　旛	25,625	25,553	266	254	18,304	18,274
香　取	18,371	18,306	－	－	15,219	15,227
海　匝	15,661	15,619	－	－	13,417	13,416
山　武	18,224	18,108	25	24	15,105	15,096
長　生	10,811	10,717	－	－	8,024	8,021
夷　隅	7,810	7,737	－	－	5,495	5,502
安　房	10,860	10,830	－	－	7,262	7,266
君　津	12,913	12,848	268	261	7,930	7,930
総　計	142,982	141,892	2,230	2,124	102,562	102,506

（注1）単位未満を四捨五入するため，地域の合計と総計の値が一致しない場合がある。

（注2）市街化区域内農地面積は，生産緑地面積を含む面積である。

＜表１－３　過去１０年間における年次別農地転用面積＞

単位:ha

年次別	農地法第4･5条許可･届出･協議				許可･届出･協議以外	計
		うち許可	うち届出	うち協議		
平成26年	629.5	350.3	279.2	－	127.2	756.7
平成27年	570.5	319.9	250.6	－	102.7	673.3
平成28年	542.2	300.0	242.2	－	81.4	623.6
平成29年	501.4	267.3	234.1	－	89.4	590.9
平成30年	529.3	326.9	202.4	－	72.9	602.2
令和元年	517.6	349.6	168.0	－	161.8	679.5
令和2年	457.6	266.2	191.4	－	55.1	512.6
令和3年	419.7	259.4	160.3	－	79.9	499.6
令和4年	418.9	238.7	180.2	－	40.8	459.6
令和5年	396.1	229.9	166.2	－	36.0	432.1
計	4,982.9	2,908.2	2,074.7	－	847.2	5,830.0

（注）1　農地の権利移動･借賃等調査（農林水産省）による。
　　2　単位未満を四捨五入するため，内訳の計と合計が一致しない場合がある。

＜表１－４　農地価格の推移＞

農用地区域内耕作目的売買価格の対前年比較　　単位:千円

		中田				中畑			
		令４	令５	４－５	指数 5／4	令４	令５	４－５	指数 5／4
県平均		930	844	△ 86	91	945	887	△ 58	94
経済地域区分	京葉	…	…	…	…	…	…	…	…
	外房	1,099	914	△ 185	83	818	785	△ 33	96
	九十九里	783	738	△ 45	94	922	867	△ 55	94
	東下総	1,030	1,018	△ 12	99	1,239	1,130	△ 109	91

（注）1　自作地（中田，中畑）の対前年比較（10aあたり）。
（注）2　（一社）千葉県農業会議「令和5年度田畑売買価格等に関する調査結果」中の都市計画区域の無指定区域における農用地区域内の耕作目的田畑売買価格。
（注）3　京葉地域は，上記2に該当する地域がないため掲載しない。

第２　優良農地の確保・拡大

第２　優良農地の確保・拡大

１．農業振興地域整備計画について

農業振興地域の整備に関する法律に基づき，農業の健全な発展と国土資源の合理的利用を図るため，市町村は，農業振興地域整備計画を策定することとなっている。この計画はおおむね１０年間にわたり農用地等として利用すべき土地の区域を設定する①農用地利用計画をはじめとし，②農用地等の保全，③農業生産基盤整備，④農業経営の規模拡大，農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進，⑤農業近代化施設整備，⑥農業を担うべき者の育成及び確保のための施設，⑦農業従事者の安定的な就業の促進，⑧生活環境施設整備，などに関する事項を内容とし，市町村における農業振興の基本計画の性格を有している。

農用地利用計画に定められた土地については，農業生産基盤整備，農業近代化事業等農業に関する公共投資，融資事業を優先的に実施し，農業の振興を図ることとしている。

現在（令和５年 12 月 31 日）では，松戸市，流山市，鎌ケ谷市，浦安市を除く５０市町村に農業振興地域を指定し，各市町村は農業振興地域整備計画を策定している（表２－１－（１）～（３））。

その結果，農業振興地域の面積は 398,409haであり，このうち農用地区域面積は 102,506ha となっている。

今後，地域農業の発展を図るには，優良農地等の確保・拡大が基本的条件であるが，都市的土地利用等との総合的な調整を図りつつ，市町村農業振興地域整備計画の見直しを進め，農業振興地域及び農用地区域の確保・拡大を図ることとしている。

（１）農業振興地域整備計画の管理

農業振興地域整備計画の策定によって明らかにされた農業施策の方向に基づき，その定められた農業地域を保全し各種農業施策の計画的実施を推進するとともに，策定後の情勢の変化に対応して適切に見直しを行うことにより，農業振興地域制度の趣旨の達成を図る必要がある。

このため，市町村は基礎調査や定期的な農用地区域内の土地の利用実態等を把握し，自らが定めた農業振興地域整備計画を適正に管理している。市町村は，基礎調査の結果等を踏まえ必要が生じたときに農業振興地域整備計画を変更している。

ア　全体見直し

市町村は,基礎調査の結果や経済事情の変動その他情勢の推移等により必要が生じたときに,農業振興地域整備計画のマスタープラン部分と農用地利用計画部分の全体的な変更を実施する。

令和５年度は，３市町において全体見直しを実施した。

イ　随時変更

農業振興地域整備計画は，計画的に管理されることが重要であることから，その変更は原則として基礎調査の結果を踏まえて行われるものである。ただし，緊急やむを得ず農用地区域内の土地を農用地等以外の用途にするための除外などの必要が生じた場合に，市町村は農用地利用計画部分の変更を実施する。令和５年度は，２９市町において随時変更を実施した。

（２）地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画）

振興計画は，市町村が定める農業振興地域整備計画を補完するものとして，以下に示す要件を全て満たすとともに，特定の農業者の利益でなく，当該計画に係る区域内の地域の農業振興を図る観点から市町村が定めるものである。

このことから，振興計画において種類，位置及び規模が定められている施設の用に供する土地は，公共性が特に高いものと認められ，また農業的土地利用と非農業的土地利用と総合的な調整が図られているものとして，農用地等とすることが適当な土地には含まれないものとして取り扱われている。

振興計画に位置づけられる施設は，市町村の農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られ，振興計画は以下のすべての要件を満たさなければならない。

○　振興計画策定の要件（規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号）

（ア）農業委員会の意見を聴くこと

（イ）振興計画の案を公告・縦覧（３０日）し，これに対する住民からの意見書提出の機会を付与すること

（ウ）農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証する旨を定めること

（エ）妥当な規模を超えないものであること

（オ）農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって，農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること

（カ）効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（キ）農用地の集団化，農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（ク）農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（ケ）区画整理，農用地の造成，埋め立て又は干拓の事業の施行区域にある土地にあっては，事業の工事が完了した年度から起算して８年を経過していること

（コ）農地中間管理権の存続期間が満了していること

（サ）振興計画策定の日から５年を超えない日までに施設整備の事業が開始される見込みがあること

（シ）振興計画に定める施設を整備するに際して行政庁による許認可等の処分が必要な場合には，これらの処分がされていること又はこれらの処分がされる見込みであること

（ス）土地改良事業等を実施中の地区が含まれている場合には，事業の実施に支障のないよう事業実施主体とあらかじめ調整し同意を得ること

※　適正な運用を図るため，平成１９年に（イ）の要件が，平成２１年に（ウ），（カ）及び（ケ）の要件が，平成２９年に（コ）の要件が追加された。

（３）農業振興地域整備計画の変更について

ア　市町村農業振興地域整備計画の変更上の留意点

市町村農業振興地域整備計画は，自然的，経済的及び社会的諸条件を考慮し，かつ，地域農業者，農業協同組合，土地改良区等関係諸団体との調整を経て長期的観点から農業を振興

するための総合的基本計画として定められたものであるから，その変更には，十分慎重を期す必要のあることはいうまでもないが，計画策定後に生ずる情勢の変化等によってやむを得ず変更を行う場合には，市町村農業振興地域整備計画策定の趣旨に反することのないようにするものとされる。この場合，特に農用地区域内の土地を農用地以外の用途に供するため農用地利用計画を変更するときには次の要件のすべてを満たすときにのみ行うことができるものとされ，公用公共用施設の用地として利用するための計画変更の場合にも次の要件を満たすよう努めるものとされている。

○　農用地利用計画変更の要件（法第 13 条第 2 項各号）

（ア）農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって，農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること

（イ）農用地区域内における農用地の集団化，農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（ウ）効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（エ）農用地等の保全上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること

（オ）農業用排水施設の新設又は変更，農用地の造成工事等の土地改良事業等が完了した翌年度から起算して８年を経過していること

※市町村農業振興地域整備計画の変更事務フロー図（図２－１－（４），図２－１－（５））

イ　県土地利用対策連絡会について

「優良農地確保対策推進要綱」に基づき県農林水産部内に「土地利用対策連絡会」を設け，市町村農業振興地域整備計画に関すること等の協議を行っている。

＜表２－１－（１）　市町村別農地等面積＞

単位:ha

地域	市町村	行政区域内 農地面積		市街化区域内 農地面積		農用地区域 面積	
千葉	千葉市	4,118	(4,239)	187	(204)	2,081	(2,083)
	習志野市	107	(109)	54	(23)	35	(61)
	市原市	6,451	(6,740)	145	(155)	3,819	(3,819)
	八千代市	1,236	(1,247)	70	(78)	1,012	(1,012)
	小計	11,913	(12,336)	457	(461)	6,947	(6,975)
東葛飾	市川市	592	(601)	125	(132)	139	(142)
	船橋市	1,147	(1,165)	222	(237)	534	(534)
	松戸市	638	(653)	164	(179)	―	(－)
	野田市	2,858	(2,889)	97	(110)	1,412	(1,413)
	柏市	2,791	(2,809)	264	(275)	1,715	(1,715)
	流山市	493	(503)	119	(128)	―	(－)
	我孫子市	1,291	(1,294)	61	(63)	1,028	(1,029)
	鎌ケ谷市	450	(457)	75	(85)	―	(－)
	浦安市	－	(－)	－	(－)	―	(－)
	小計	10,260	(10,371)	1,128	(1,210)	4,829	(4,832)
印旛	成田市	7,577	(7,596)	76	(80)	6,285	(6,328)
	佐倉市	3,112	(3,123)	29	(32)	1,982	(1,996)
	四街道市	749	(754)	33	(36)	313	(313)
	八街市	3,517	(3,529)	－	(－)	2,162	(2,163)
	印西市	4,772	(4,784)	16	(16)	3,107	(3,105)
	白井市	1,255	(1,258)	45	(46)	814	(815)
	富里市	2,553	(2,558)	33	(35)	2,078	(2,077)
	酒々井町	560	(565)	16	(17)	239	(212)
	栄町	1,459	(1,459)	5	(5)	1,294	(1,294)
	小計	25,553	(25,625)	254	(266)	18,274	(18,304)
香取	香取市	11,960	(11,973)	－	(－)	9,820	(9,814)
	神崎町	845	(856)	－	(－)	714	(714)
	多古町	3,318	(3,357)	－	(－)	2,782	(2,779)
	東庄町	2,183	(2,185)	－	(－)	1,911	(1,912)
	小計	18,306	(18,371)	－	(－)	15,227	(15,219)
海匝	銚子市	2,936	(2,938)	－	(－)	2,125	(2,125)
	旭市	7,086	(7,117)	－	(－)	6,409	(6,409)
	匝瑳市	5,597	(5,606)	－	(－)	4,882	(4,884)
	小計	15,619	(15,661)	－	(－)	13,416	(13,417)
山武	東金市	3,673	(3,684)	－	(－)	3,026	(3,026)
	山武市	6,020	(6,053)	－	(－)	5,125	(5,124)
	大網白里市	2,516	(2,523)	24	(25)	1,888	(1,898)
	九十九里町	1,062	(1,063)	－	(－)	877	(877)
	芝山町	1,432	(1,488)	－	(－)	1,291	(1,291)
	横芝光町	3,405	(3,412)	－	(－)	2,890	(2,890)
	小計	18,108	(18,224)	24	(25)	15,096	(15,105)

単位:ha

地域	市町村	行政区域内 農地面積	市街化区域内 農地面積	農用地区域 面積
長生	茂原市	3,565 (3,565)	- (-)	2,773 (2,773)
	一宮町	762 (762)	- (-)	558 (558)
	睦沢町	897 (897)	- (-)	695 (695)
	長生村	1,405 (1,405)	- (-)	1,195 (1,195)
	白子町	1,433 (1,433)	- (-)	1,213 (1,213)
	長柄町	1,174 (1,174)	- (-)	662 (665)
	長南町	1,697 (1,697)	- (-)	926 (926)
	小計	10,932 (10,932)	- (-)	8,021 (8,024)
夷隅	勝浦市	1,459 (1,459)	- (-)	1,125 (1,118)
	いすみ市	4,448 (4,448)	- (-)	2,902 (2,902)
	大多喜町	1,606 (1,606)	- (-)	1,275 (1,267)
	御宿町	372 (372)	- (-)	199 (199)
	小計	7,886 (7,886)	- (-)	5,502 (5,495)
安房	館山市	2,304 (2,304)	- (-)	1,317 (1,317)
	鴨川市	2,932 (2,932)	- (-)	2,303 (2,303)
	南房総市	4,956 (4,956)	- (-)	3,174 (3,170)
	鋸南町	716 (716)	- (-)	472 (472)
	小計	10,907 (10,907)	- (-)	7,266 (7,262)
君津	木更津市	3,110 (3,110)	130 (130)	1,515 (1,515)
	君津市	3,931 (3,931)	30 (30)	2,451 (2,450)
	富津市	3,094 (3,094)	62 (62)	1,647 (1,647)
	袖ケ浦市	2,885 (2,885)	43 (43)	2,318 (2,317)
	小計	13,021 (13,021)	266 (266)	7,930 (7,930)
総計		143,655 (143,655)	2,239 (2,239)	102,506 (102,562)

（注） 1　行政区域内農地面積及び市街化区域内農地面積は，総務部市町村課「固定資産概要調書第２表」（令和5年1月1日現在）による。

2　市街化区域内農地面積は，生産緑地を含む面積である。

3　農用地区域面積は，農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」（令和5年12月31日現在）による。

4　（ ）内の数値は，前年度実績である。

5　当該市町村に市街化区域・農用地区域がない場合，面積は「-」と表示している。

6　端数処理により，市町村の計と合計の値は異なることがある。

＜表２－１－（２）　農業振興地域の面積＞

（令和5年12月31日現在　単位:ha）

農業事務所	市町村	農業振興地域	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
				農地			採草放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
千葉	千葉市	千葉	13,636.6	1,235.9	3,039.2	97.6	0.0	4,372.7	0.0	38.3	4,066.6	5,159.0
	習志野市	習志野	130.0	2.4	54.7	0.0	0.0	57.1	0.0	0.0	0.1	72.8
	市原市	市原	26,584.3	4,056.1	1,868.4	173.9	128.3	6,226.7	0.0	58.7	14,810.6	5,488.3
	八千代市	八千代	2,757.4	551.0	485.9	64.8	68.7	1,170.4	0.0	2.2	656.2	928.6
	小計		43,108.3	5,845.4	5,448.2	336.3	197.0	11,826.9	0.0	99.2	19,533.5	11,648.7
東葛飾	市川市	市川	385.7	0.4	25.0	149.8	0.0	175.2	0.0	1.1	39.4	170.0
	船橋市	船橋	1,609.9	165.3	332.2	107.7	0.0	605.2	0.0	4.2	245.7	754.8
	松戸市	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	野田市	野田	7,549.0	1,349.6	1,692.2	0.0	2.5	3,044.3	0.0	8.3	198.5	4,297.9
	柏市	柏	5,773.0	1,477.1	1,021.6	105.0	0.0	2,603.7	0.0	0.6	687.1	2,481.6
	流山市	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	我孫子市	我孫子	2,645.7	938.5	295.9	9.0	0.0	1,243.4	0.0	0.7	134.5	1,267.1
	鎌ケ谷市	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	浦安市	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計		17,963.3	3,930.9	3,366.9	371.5	2.5	7,671.8	0.0	14.9	1,305.2	8,971.4
印旛	成田市	成田	17,999.2	4,780.0	3,127.3	79.9	49.4	8,036.6	0.0	34.8	4,242.7	5,685.1
	佐倉市	佐倉	7,944.7	1,755.1	1,211.0	21.0	21.1	3,008.2	0.0	9.4	2,165.4	2,761.7
	四街道市	四街道	2,204.9	272.9	472.7	16.9	0.0	762.5	0.0	2.5	502.0	937.9
	八街市	八街	6,894.0	229.9	3,361.7	70.1	11.8	3,673.5	0.0	18.7	1,168.0	2,033.8
	印西市	印西	10,096.3	3,391.0	1,551.8	16.0	4.0	4,962.8	0.0	5.1	2,002.3	3,126.1
	白井市	白井	2,703.0	393.4	606.2	292.1	0.0	1,291.7	0.0	6.4	429.3	975.6
	富里市	富里	4,910.9	266.3	2,289.3	0.0	0.0	2,555.6	0.0	19.1	769.5	1,566.7
	酒々井町	酒々井	1,534.0	330.6	223.3	0.0	0.0	553.9	0.0	0.0	363.0	617.1
	栄町	栄	2,795.8	1,253.1	221.9	0.0	0.0	1,475.0	0.0	1.0	234.0	1,085.8
	小計		57,082.8	12,672.3	13,065.2	496.0	86.3	26,319.8	0.0	97.0	11,876.2	18,789.8
香取	香取市	香取	25,185.5	8,161.3	3,883.7	44.5	0.0	12,089.5	0.0	154.6	5,203.7	7,737.7
	神崎町	神崎	1,890.0	679.4	176.2	1.0	0.0	856.6	0.0	4.0	412.1	617.3
	多古町	多古	6,696.0	1,794.4	1,562.2	0.0	0.0	3,356.6	0.0	18.0	1,797.8	1,523.6
	東庄町	東庄	4,229.1	1,371.7	737.5	0.0	0.0	2,109.2	0.0	34.6	712.6	1,372.7
	小計		38,000.6	12,006.8	6,359.6	45.5	0.0	18,411.9	0.0	211.2	8,126.2	11,251.3
海匝	銚子市	銚子	6,868.6	790.4	1,559.3	3.0	0.0	2,352.7	0.0	36.7	1,334.2	3,145.0
	旭市	旭	12,432.0	4,001.0	2,845.2	17.0	0.3	6,863.5	0.0	201.2	1,630.9	3,736.4
	匝瑳市	匝瑳	9,796.9	3,624.1	2,251.6	0.0	0.0	5,875.7	0.0	75.0	1,217.0	2,629.2
	小計		29,097.5	8,415.5	6,656.1	20.0	0.3	15,091.9	0.0	312.9	4,182.1	9,510.6

（令和5年12月31日現在　単位:ha）

農業事務所	市町村	農業振興地域	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
				農地			採草放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
山武	東金市	東金	7,846.5	2,700.3	1,250.1	19.0	0.0	3,969.4	0.0	8.2	1,125.4	2,743.5
	山武市	山武	13,807.0	3,306.8	2,847.4	25.5	0.0	6,179.7	0.0	15.9	3,069.4	4,542.0
	大網白里市	大網白里	5,004.0	1,674.6	877.5	0.0	0.0	2,552.1	0.0	2.3	556.0	1,893.6
	九十九里町	九十九里	1,790.0	680.3	360.6	0.0	0.0	1,040.9	0.0	23.4	63.7	662.0
	芝山町	芝山	3,958.2	736.2	890.9	15.0	0.0	1,642.1	0.0	2.6	928.0	1,385.5
	横芝光町	横芝光	5,725.6	2,358.2	1,129.8	9.0	0.0	3,497.0	0.0	16.2	91.9	2,120.5
	小計		38,131.3	11,456.4	7,356.3	68.5	0.0	18,881.2	0.0	68.6	5,834.4	13,347.1
長生	茂原市	茂原	8,412.0	2,473.0	1,313.0	0.0	0.0	3,786.0	0.0	27.0	1,639.0	2,960.0
	一宮町	一宮	2,130.2	438.8	268.9	37.4	0.0	745.1	0.0	24.1	611.0	750.0
	睦沢町	睦沢	3,558.4	747.8	308.3	0.0	29.1	1,085.2	0.0	12.6	1,129.0	1,331.6
	長生村	長生	2,362.8	963.7	498.2	6.1	0.0	1,468.0	0.0	4.0	257.5	633.3
	白子町	白子	2,488.7	876.3	571.4	0.0	0.0	1,447.7	0.0	21.2	131.0	888.8
	長柄町	長柄	4,486.3	656.1	212.6	50.5	34.0	953.2	0.0	1.0	1,921.9	1,610.2
	長南町	長南	6,518.8	1,115.2	284.6	14.0	22.0	1,435.8	0.0	3.0	2,469.9	2,610.1
	小計		29,957.2	7,270.9	3,457.0	108.0	85.1	10,921.0	0.0	92.9	8,159.3	10,784.0
夷隅	勝浦市	勝浦	7,481.7	1,011.9	427.9	22.2	3.1	1,465.1	0.0	8.0	2,968.8	3,039.8
	いすみ市	夷隅	4,443.2	1,300.3	158.6	9.4	46.7	1,515.0	0.0	9.9	1,921.5	996.8
	いすみ市	大原	6,241.0	1,245.7	312.3	14.0	4.2	1,576.2	0.0	0.2	2,965.8	1,698.8
	いすみ市	岬	4,541.6	1,090.8	126.9	57.2	0.0	1,274.9	0.0	2.5	1,431.9	1,832.3
	大多喜町	大多喜	10,900.8	1,037.4	197.9	303.0	32.0	1,570.3	0.0	7.8	7,051.9	2,270.8
	御宿町	御宿	2,473.8	223.4	73.4	11.0	34.0	341.8	18.0	0.0	1,192.0	922.0
	小計		36,082.1	5,909.5	1,297.0	416.8	120.0	7,743.3	18.0	28.4	17,531.9	10,760.5
安房	館山市	館山	9,921.8	1,353.7	768.1	70.0	0.0	2,191.8	0.0	115.4	2,773.9	4,840.7
	鴨川市	鴨川	18,618.8	2,221.0	543.2	0.0	0.0	2,764.2	0.0	5.0	9,719.0	6,130.6
	南房総市	南房総	22,274.5	3,045.4	1,385.5	219.0	13.0	4,662.9	0.0	22.8	7,890.3	9,698.5
	鋸南町	鋸南	4,514.5	433.6	194.6	0.9	0.0	629.1	0.0	0.0	2,737.2	1,148.2
	小計		55,329.6	7,053.7	2,891.4	289.9	13.0	10,248.0	0.0	143.2	23,120.4	21,818.0
君津	木更津市	木更津	9,999.0	2,327.4	652.6	118.0	30.4	3,128.4	0.0	7.8	4,153.3	2,709.5
	君津市	君津	19,725.3	2,729.3	445.8	108.0	37.0	3,320.1	0.0	13.1	13,702.1	2,690.0
	富津市	富津	16,623.7	1,814.7	294.6	52.6	55.8	2,217.7	0.0	6.4	10,480.0	3,919.6
	袖ケ浦市	袖ケ浦	7,308.7	1,930.4	1,197.4	9.0	44.0	3,180.8	0.0	14.9	1,804.4	2,308.6
	小計		53,656.7	8,801.8	2,590.4	287.6	167.2	11,847.0	0.0	42.2	30,139.8	11,627.7
合計			398,409.4	83,363.2	52,488.1	2,440.1	671.4	138,962.8	18.0	1,110.5	129,809.0	128,509.1
R4・12・31時点			398,314.6	83,331.6	52,539.4	2,443.2	671.6	138,985.8	18.0	1,106.1	129,802.9	128,401.8
増減			94.8	31.6	▲ 51.3	▲ 3.1	▲ 0.2	▲ 23.0	0.0	4.4	6.1	107.3

（注）農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」による。

＜表２－１－（３）　農用地区域の面積＞

（令和5年12月31日現在　単位:ha）

農業事務所	市町村	農業振興地域	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
				農地			採草放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
千葉	千葉市	千葉	2,081.0	808.4	1,022.6	20.6	0.0	1,851.6	0.0	24.3	205.1	0.0
	習志野市	習志野	35.0	0.9	34.1	0.0	0.0	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	市原市	市原	3,819.0	2,829.0	576.8	49.4	122.1	3,577.3	0.0	58.4	183.3	0.0
	八千代市	八千代	1,011.5	518.7	356.5	59.2	55.6	990.0	0.0	2.2	19.3	0.0
	小計		6,946.5	4,157.0	1,990.0	129.2	177.7	6,453.9	0.0	84.9	407.7	0.0
東葛飾	市川市	市川	138.7	0.0	17.5	109.9	0.0	127.4	0.0	0.1	9.4	1.8
	船橋市	船橋	534.3	128.7	293.1	104.7	0.0	526.5	0.0	4.0	3.8	0.0
	松戸市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	野田市	野田	1,412.4	1,067.4	334.2	0.0	2.5	1,404.1	0.0	8.3	0.0	0.0
	柏市	柏	1,714.7	1,368.8	252.5	0.0	0.0	1,621.3	0.0	0.6	1.6	91.2
	流山市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	我孫子市	我孫子	1,028.4	880.1	139.4	5.0	0.0	1,024.5	0.0	0.7	3.2	0.0
	鎌ケ谷市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浦安市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小計		4,828.5	3,445.0	1,036.7	219.6	2.5	4,703.8	0.0	13.7	18.0	93.0
印旛	成田市	成田	6,285.3	3,927.4	2,060.6	79.9	47.7	6,115.6	0.0	30.1	139.6	0.0
	佐倉市	佐倉	1,982.4	1,543.9	367.8	2.0	12.5	1,926.2	0.0	8.3	47.9	0.0
	四街道市	四街道	312.9	227.2	70.3	12.9	0.0	310.4	0.0	2.5	0.0	0.0
	八街市	八街	2,161.6	153.8	1,989.1	0.0	0.0	2,142.9	0.0	18.7	0.0	0.0
	印西市	印西	3,106.9	2,943.5	156.0	0.0	0.0	3,099.5	0.0	5.1	2.3	0.0
	白井市	白井	814.4	322.5	265.8	219.7	0.0	808.0	0.0	6.4	0.0	0.0
	富里市	富里	2,077.9	228.4	1,821.9	0.0	0.0	2,050.3	0.0	19.1	8.5	0.0
	酒々井町	酒々井	239.4	235.9	1.1	0.0	0.0	237.0	0.0	0.0	0.0	2.4
	栄町	栄	1,293.6	1,185.7	106.9	0.0	0.0	1,292.6	0.0	1.0	0.0	0.0
	小計		18,274.4	10,768.3	6,839.5	314.5	60.2	17,982.5	0.0	91.2	198.3	2.4
香取	香取市	香取	9,819.8	7,340.5	2,352.4	43.7	0.0	9,736.6	0.0	83.2	0.0	0.0
	神崎町	神崎	714.1	639.1	70.2	0.8	0.0	710.1	0.0	4.0	0.0	0.0
	多古町	多古	2,781.6	1,581.4	1,182.2	0.0	0.0	2,763.6	0.0	18.0	0.0	0.0
	東庄町	東庄	1,911.3	1,310.8	565.9	0.0	0.0	1,876.7	0.0	34.6	0.0	0.0
	小計		15,226.8	10,871.8	4,170.7	44.5	0.0	15,087.0	0.0	139.8	0.0	0.0
海匝	銚子市	銚子	2,124.9	592.5	1,513.6	0.0	0.0	2,106.1	0.0	18.7	0.0	0.1
	旭市	旭	6,408.7	3,736.9	2,301.3	0.0	0.3	6,038.5	0.0	201.2	167.0	2.0
	匝瑳市	匝瑳	4,882.1	3,279.1	1,528.0	0.0	0.0	4,807.1	0.0	75.0	0.0	0.0
	小計		13,415.7	7,608.5	5,342.9	0.0	0.3	12,951.7	0.0	294.9	167.0	2.1

（令和5年12月31日現在　単位:ha）

農業事務所	市町村	農業振興地域	総面積	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
				農地			採草放牧地	計				
				田	畑	樹園地						
山武	東金市	東金	3,025.6	2,246.5	755.9	19.0	0.0	3,021.4	0.0	4.2	0.0	0.0
	山武市	山武	5,124.5	2,944.1	2,133.4	25.5	0.0	5,103.0	0.0	15.9	5.6	0.0
	大網白里市	大網白里	1,888.2	1,449.3	436.6	0.0	0.0	1,885.9	0.0	2.3	0.0	0.0
	九十九里町	九十九里	876.8	588.7	238.4	0.0	0.0	827.1	0.0	1.4	29.5	18.8
	芝山町	芝山	1,291.2	682.5	606.1	0.0	0.0	1,288.6	0.0	2.6	0.0	0.0
	横芝光町	横芝光	2,889.6	2,168.2	663.3	9.0	0.0	2,840.5	0.0	16.2	32.9	0.0
	小計		15,095.9	10,079.3	4,833.7	53.5	0.0	14,966.5	0.0	42.6	68.0	18.8
長生	茂原市	茂原	2,772.8	1,972.6	773.2	0.0	0.0	2,745.8	0.0	27.0	0.0	0.0
	一宮町	一宮	557.5	361.3	146.1	26.0	0.0	533.4	0.0	24.1	0.0	0.0
	睦沢町	睦沢	694.7	583.8	70.2	0.0	28.1	682.1	0.0	12.6	0.0	0.0
	長生村	長生	1,195.0	840.8	347.7	0.1	0.0	1,188.6	0.0	4.0	2.4	0.0
	白子町	白子	1,212.6	827.1	364.3	0.0	0.0	1,191.4	0.0	21.2	0.0	0.0
	長柄町	長柄	662.1	471.2	127.4	0.0	8.6	607.2	0.0	0.9	54.0	0.0
	長南町	長南	925.9	826.2	65.8	0.0	22.0	914.0	0.0	1.0	10.9	0.0
	小計		8,020.6	5,883.0	1,894.7	26.1	58.7	7,862.5	0.0	90.8	67.3	0.0
夷隅	勝浦市	勝浦	1,125.3	743.7	176.3	22.2	1.1	943.3	0.0	8.0	172.3	1.7
	いすみ市	夷隅	1,200.3	1,016.4	76.7	4.9	45.9	1,143.9	0.0	9.9	46.5	0.0
	いすみ市	大原	833.5	778.9	35.4	0.0	1.2	815.5	0.0	0.2	17.8	0.0
	いすみ市	岬	868.3	786.5	37.5	22.2	0.0	846.2	0.0	2.5	18.9	0.7
	大多喜町	大多喜	1,274.9	840.6	142.6	242.0	32.0	1,257.2	0.0	7.8	9.9	0.0
	御宿町	御宿	199.3	127.2	9.1	11.0	33.0	180.3	18.0	0.0	1.0	0.0
	小計		5,501.6	4,293.3	477.6	302.3	113.2	5,186.4	18.0	28.4	266.4	2.4
安房	館山市	館山	1,317.2	1,003.5	224.2	28.8	0.0	1,256.5	0.0	7.0	53.7	0.0
	鴨川市	鴨川	2,302.7	2,018.7	279.0	0.0	0.0	2,297.7	0.0	5.0	0.0	0.0
	南房総市	南房総	3,174.3	2,278.3	716.5	81.0	13.0	3,088.8	0.0	22.8	0.0	62.7
	鋸南町	鋸南	471.9	325.3	106.1	0.9	0.0	432.3	0.0	0.0	39.6	0.0
	小計		7,266.1	5,625.8	1,325.8	110.7	13.0	7,075.3	0.0	34.8	93.3	62.7
君津	木更津市	木更津	1,515.0	1,290.6	113.7	35.0	30.4	1,469.7	0.0	7.8	37.5	0.0
	君津市	君津	2,450.5	2,075.7	234.0	4.4	33.4	2,347.5	0.0	13.1	89.9	0.0
	富津市	富津	1,646.6	1,394.7	195.7	19.0	30.8	1,640.2	0.0	6.4	0.0	0.0
	袖ケ浦市	袖ケ浦	2,317.9	1,494.0	645.7	9.0	0.0	2,148.7	0.0	14.9	154.3	0.0
	小計		7,930.0	6,255.0	1,189.1	67.4	94.6	7,606.1	0.0	42.2	281.7	0.0
合計			102,506.1	68,987.0	29,100.7	1,267.8	520.2	99,875.7	18.0	863.3	1,567.7	181.4
R4・12・31時点			102,562.4	68,985.6	29,179.4	1,270.9	520.2	99,956.1	18.0	857.9	1,549.7	180.7
増減			▲ 56.3	1.4	▲ 78.7	▲ 3.1	0.0	▲ 80.4	0.0	5.4	18.0	0.7

（注）農林水産部農地・農村振興課「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」による。

＜図２－１－（４）　市町村の定める農業振興地域整備計画の変更事務フロー図（全体見直し）＞

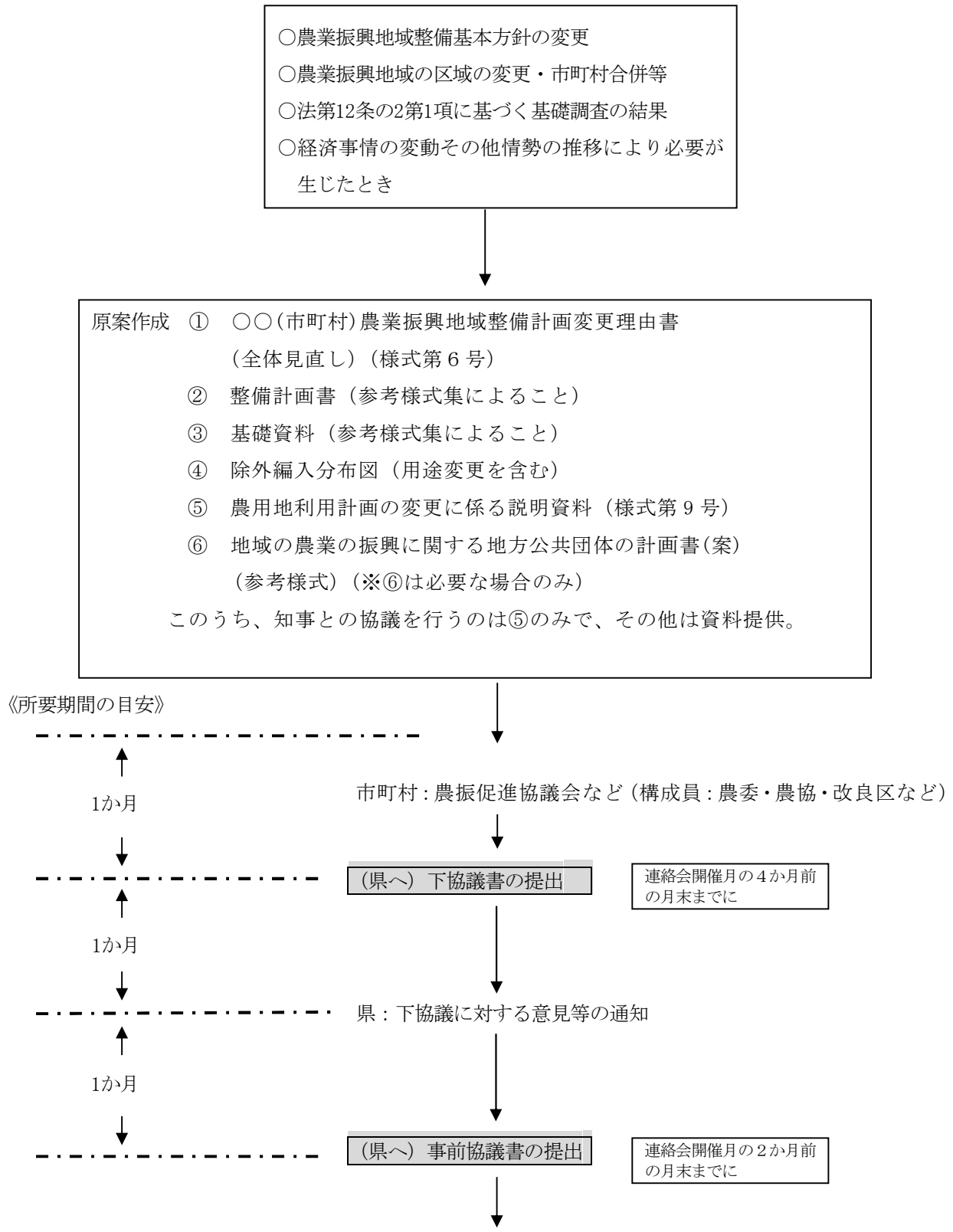

以下は，随時変更のフロー図（２－１－（５））を参照のこと

＜図２－１－（５）　市町村の定める農業振興地域整備計画の変更事務フロー図（随時変更）＞

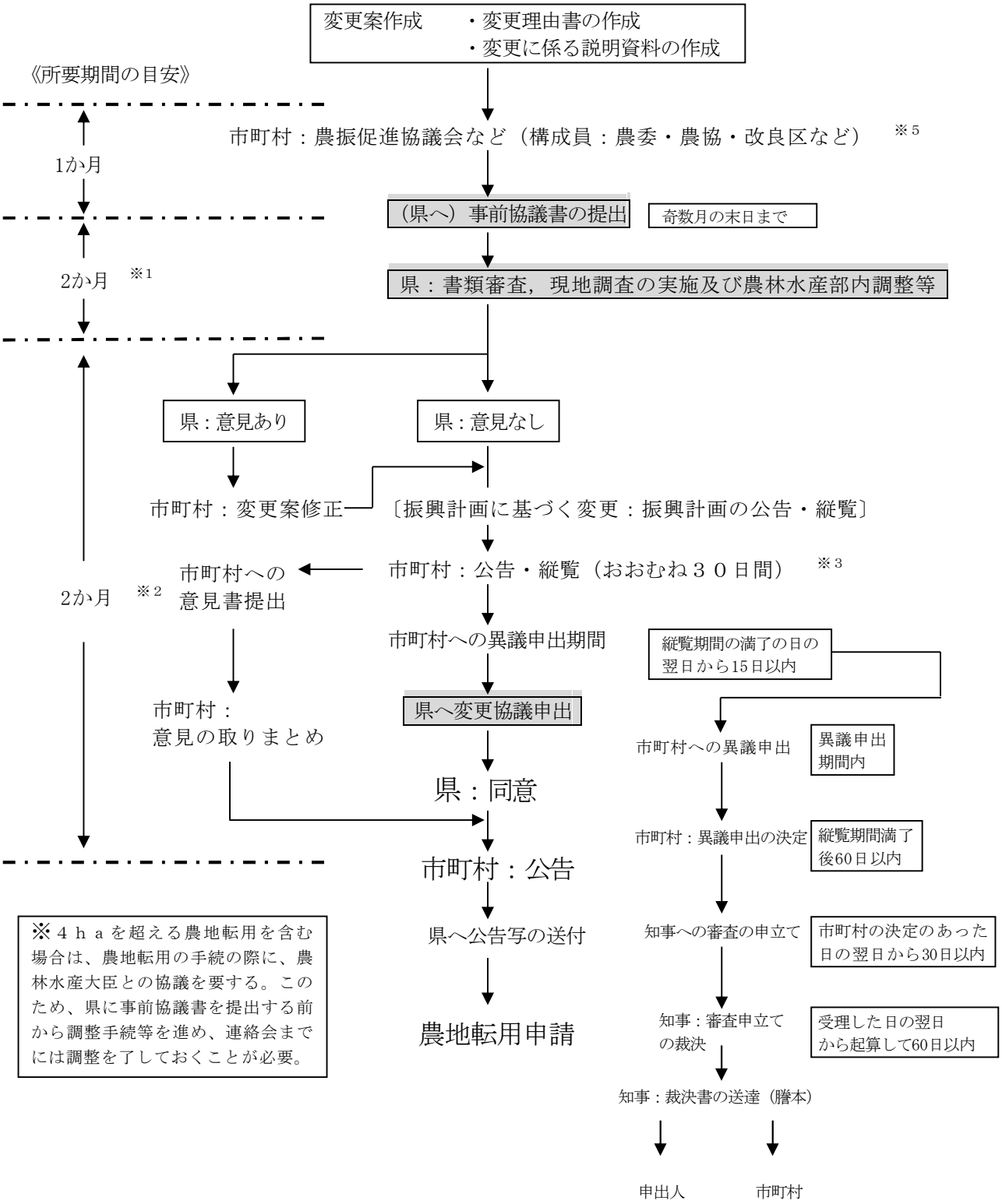

※1　あくまでも目安であり，協議内容によっては期間が延びることがある。

※2　異議申出等がなかった場合の期間である。

※3　公告･縦覧における期間満了の日は公告年月日の翌日から起算（初日不算入）する。当該満了の日が土日祝日その他閉庁日（以下「閉庁日等」という。）の場合は，直後の開庁日が満了日となる。異議の申出及び審査の申立ての期間満了日における閉庁日等の取扱いについても同様である。

なお，公告･縦覧は，おおむね30日間の期間を定めて行う。

※4　このフロー図は事前協議を行う場合のものである。

※5　ガイドライン第11の5(7)⑥，第16の2(4)④参照。

２．農 地 の 制 限

（１）農地等の権利移動の制限

ア　権利移動の制限の目的，方針

農地法第３条は，農地を農地として利用する場合の権利移動を規制する規定であり，農地又は採草放牧地について，その譲渡・貸付等の行為を制限し，農業委員会の許可を受けなければならないと定めている。この目的は，投機的な土地取得を防止するとともに，農地等の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにあり，農地が効率的に利用されるかどうかを許可判断の基本としている。

イ　権利移動の制限の概況

（ア）年次別，権利内容別

農地法第３条による権利移動の許可実績をみると，総数は，前年と比較して件数，面積とも減少した。内訳をみると，所有権耕作地の所有権移転が，件数1,471件（構成比83.1%），面積285.6ha（同76.4%）となっている。また，賃貸借による権利の設定は，件数149件（構成比8.4%），面積48.1ha（同12.9%），使用貸借による権利の設定が，件数90件（構成比5.1%），面積30.2ha（同8.1%）となっている（表２－２－（１））。

（イ）年次別，地域別（所有権移転）

権利移動の許可実績のうち，所有権移転について地域別にみると，件数の大きい順では，山武232件，印旛228件，千葉197件，面積の大きい順では，印旛74.1ha，山武46.0ha，安房30.0haとなっている（表２－２－（２））。

（２）農地等の転用の制限

ア　農地転用の制限の目的

農地転用の制限の目的は，優良農地を確保して農業生産力を維持し，農業経営の安定を図るとともに，農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整して，農業上の土地利用がよりよい環境のもとで合理的に行われるようにすることである。

農地転用の制限は，具体的には農地法第４条及び第５条の規定による許可（届出）という形で行われるが，農地法第４条は権利の移動を伴わずに農地を農地以外のものにする場合に適用され，第５条は権利の移動が伴う場合で，農地を農地以外のものにする場合又は採草放牧地を採草放牧地以外（農地を除く。）のものにする場合に適用される。

農地転用は知事が許可権者であるが（平成１５年度までは第４条２ha以下，第５条1,000㎡未満については各支庁長専決，平成１６年度から第４条，第５条とも２ha以下については各農林振興センター（現農業事務所）所長専決），４haを超える農地の転用を許可しようとする場合（地域整備法による場合を除く。）は，あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。

なお，都市計画法に基づく市街化区域内の農地転用（第４条及び第５条の場合）については，あらかじめ農業委員会にその旨を届け出ることによって許可が不要となっている。

イ　全国の農地転用の概況

全国における令和５年の転用面積は 16,178haであり，用途別では，住宅用地 3,652ha（22.6%），公的施設用地 1,076ha（6.6%），商業・サービス等用地 843ha（5.2%），その

他の業務用地が 5,672ha（35.1%）であり，これらで全体の約７割を占めている。（農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査結果」による。）

ウ　本県の農地転用の概況

①　全体の転用状況

本県における令和５年の農地転用面積は，432.1ha（許可 229.9ha，届出 166.2ha，法第４条・第５条の許可・届出等を要しない転用（以下「４，５条該当以外」という。）36.0ha）であり，許可届出等の件数（４，５条該当以外を含まない）は，5,250 件（許可 2,347 件，届出 2,903 件）である。これは，面積で対前年比 27.5ha（6.0%）の減少，件数で対前年比 1,078 件（17.0%）の減少となっている（表２－２－（３）・表２－２－（４））。

用途別の転用状況をみると，面積ではその他の業務用地が 180.8haで最も多く，全体の 45.7%を占め，次いで住宅用地が 163.1ha（41.2%），商業サービス等用地が 33.5ha（8.5%）と続いている。

許可届出等の件数については，住宅用地が 2,890 件（55.0%）と最も多く，次いでその他の業務用地が 1,842 件（35.1%），商業サービス等用地が 229 件（4.4%）となっている（表２－２－（４））。

地域別にみると，許可の件数は東葛飾地域が最も多く，次いで，印旛，海匝，君津の順になっており，この４地域で全体の 61.4%を占めている。許可面積では，東葛飾，印旛，山武，君津地域の順で，この４地域で全体の 72.4%を占めている。

４，５条該当以外を除く転用面積でみると，山武，印旛，長生の３地域で全体の 62.8%を占めている（表２－２－（５））。

②　市街化区域内の転用状況

市街化区域内の転用の届出面積は 166.2haで，地域別にみると東葛飾（111.9ha），千葉（28.9ha），君津（13.1ha）地域の順となっている。用途別では住宅用地が 106.2ha（2,102 件）と最も多く，次いでその他の業務用地 38.7ha（502 件）の順になっている（付録④）。

なお，届出分の他に４，５条該当以外の転用のうち 4.2haが市街化区域内である（付録②）。

③　国，地方自治体等による許可・届出を必要としない転用の状況

４，５条該当以外の転用面積は 36.0haで，地域別にみると，山武（10.7ha），印旛（6.0ha），長生（5.9ha）地域の順となっている（表２－２－（５））。

エ　農地転用の課題

社会，経済の変化に伴って転用事業計画の内容は多様化してきており，このことから農地転用に伴って発生する問題も広範囲かつ複雑になっている。

特に，農業従事者の高齢化や担い手不足，農業経営を取り巻く環境の変化，宅地化等への土地需要の高まりなどを背景として，多様な課題が生じており，農地転用許可の審査に当たっては，こうした状況を踏まえた適切な判断が求められている。

また，農業，農村に対する国民のニーズも多様化してきており，これらに対する的確な

対応が求められている。

このためには,各市町村において優良農地の確保･保全を図るという基本を維持しつつ,非農業的土地需要の計画的誘導が必要となっている。

オ　市町村への農地転用許可事務等の権限移譲

農地転用許可事務等については,平成１３年３月から２ha以下,２８年４月からは４ha以下が知事の自治事務となり,市町村への権限移譲が可能となった。

農地転用の許可事務については,市町村の主体的な土地利用計画による優良農地の確保やまちづくりに直接関係しており,かつ住民に身近な事務として市町村が権限と責任を持って処理することが,地域住民等の利便性にも寄与することから,人口１０万人程度以上の市を対象に権限移譲を進めており,２ha以下の農地転用許可事務等については,平成１５年４月に千葉市へ,平成１６年４月に流山市,我孫子市へ移譲を行った。

カ　農地転用関係事務指針の一部改正

本県では,農地転用許可制度の適正な運用を確保するための一助とすることを目的として,農地転用関係事務指針を作成しており,農地法改正時等に必要に応じて,所要の改正を行っている。

（３）農地転用許可条件履行状況調査

農地転用許可後,当該許可に係る土地が転用目的に供されているかどうかを調査するため,転用面積が 3,000 ㎡以上の場合は,許可後３か月及びそれ以降１年ごとに工事が完了するまで進捗状況報告を提出させ,必要に応じて指導を行っている。

＜表２－２－（１）　年次別農地法第３条（農地等の権利移動）許可状況（農地+採草放牧地）

（単位：件，ｈａ）

年次別	総数		所有権移転						賃貸借による権利				使用貸借による権利				地上権・永小作権・質権の設定移転		農協への経営受委託		その他の使用収益を目的とする権利の設定移転	
			所有権耕作地				所有権以外耕作地		設定		移転		設定		移転							
			無償		有償																	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成26年	2,123	528.0	351	116.2	1,345	235.4	35	7.0	163	59.5	－	－	221	107.3	4	2.4	2	0.0	－	－	2	0.2
平成27年	2,401	585.8	360	106.4	1,466	269.3	18	7.6	319	75.7	－	－	230	126.3	－	－	4	0.4	－	－	4	0.1
平成28年	2,223	626.4	297	93.2	1,402	285.7	6	1.0	305	113.0	10	2.5	158	124.0	1	2.3	42	4.6	－	－	2	0.1
平成29年	2,008	546.6	261	83.2	1,409	311.2	1	0.9	168	57.5	－	－	136	90.2	3	0.3	29	3.1	－	－	1	0.1
平成30年	1,967	509.6	290	87.8	1,267	253.5	8	2.0	209	67.4	－	－	157	88.0	1	0.3	34	7.7	－	－	1	2.8
令和元年	1,890	503.1	275	79.3	1,172	248.8	3	0.3	232	80.8	2	1	134	75.7	－	－	60	14.4	－	－	12	3.2
令和２年	2,079	537.5	325	95.7	1,310	283.5	3	0.2	212	73.8	－	－	150	76.3	－	－	78	7.9	－	－	1	0.0
令和３年	2,343	575.4	267	77.9	1,507	321.6	11	1.4	299	87.5	－	－	133	70.6	2	0.3	123	16.0	－	－	1	0.1
令和４年	2,179	571.8	261	98.9	1,421	312.8	13	2.2	293	86.0	－	－	101	53.9	－	－	90	18.0	－	－	－	0.0
令和５年	1,771	373.6	283	73.5	1,188	212.1	5	0.5	149	48.1	－	－	90	30.2	1	0.0	53	9.0	－	－	2	0.1
構成比（%）	100.0	100.0	16.0	19.7	67.1	56.8	0.3	0.1	8.4	12.9	－	－	5.1	8.1	0.1	－	3.0	2.4	－	－	0.1	0.0
対前年比（%）	81.3	65.3	108.4	74.3	83.6	67.8	38.5	22.7	50.9	55.9	－	－	89.1	56.0	－	－	58.9	50.0	－	－	－	－

（注）単位未満を四捨五入するため，面積の総数は内訳の計と一致しない場合がある。　　（農地の権利移動・借賃等調査による）

「-」は0を，「0.0」は単位未満（0.05未満）を示す。

＜表２－２－（２）　年次別・地域別（農地法第３条による所有権移転）＞

（単位：件，ｈａ）

年次別	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和２年		令和３年		令和４年		令和５年					
																					構成比(%)		対前年比(%)	
地域別	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総　数	1,730	358.5	1,844	383.2	1,705	379.9	1,671	395.3	1,565	343.4	1,450	328.4	1,638	379.4	1,785	400.8	1,695	413.9	1,476	286.1	100.0	100.0	82.7	71.4
千　葉	150	24.7	118	20.6	143	22.8	144	29.0	179	34.6	111	21.7	137	22.8	157	31.5	154	30.3	197	21.2	13.3	7.4	125.5	67.3
東葛飾	151	24.9	120	24.0	158	21.1	188	42.1	146	19.0	160	24.0	200	33.5	154	26.6	144	25.7	127	19.8	8.6	6.9	82.5	74.6
印　旛	230	65.0	261	71.0	214	65.7	235	87.4	220	76.1	193	60.6	235	70.3	258	71.7	256	76.1	228	74.1	15.4	25.9	88.4	103.3
香　取	134	32.5	205	50.0	220	57.3	175	45.8	168	44.5	168	40.3	188	50.6	163	43.5	142	49.5	60	10.1	4.1	3.5	36.8	23.3
海　匝	223	55.3	249	58.0	183	42.7	172	43.7	181	35.3	165	39.6	144	31.2	136	32.2	169	49.9	128	26.7	8.7	9.3	94.1	82.7
山　武	283	52.5	228	45.2	241	57.9	227	39.0	209	41.6	192	46.1	172	42.7	223	52.0	214	49.7	232	46.0	15.7	16.1	104.0	88.4
長　生	122	27.3	98	18.2	119	27.8	125	27.6	126	24.6	79	21.7	108	21.9	151	33.8	119	28.8	182	25.3	12.3	8.9	120.5	75.0
夷　隅	83	19.2	130	30.4	102	22.6	112	30.8	92	20.7	103	21.4	111	27.9	155	35.2	121	26.3	82	18.1	5.6	6.3	52.9	51.5
安　房	147	20.1	179	30.8	124	22.9	123	20.5	124	22.8	105	18.3	140	31.3	155	29.6	162	34.4	146	30.0	9.9	10.5	94.2	101.3
君　津	207	37.0	256	34.8	201	39.1	170	29.5	120	24.2	174	34.5	203	47.1	233	44.6	214	43.2	94	14.8	6.4	5.2	40.3	33.1

（注）　単位未満を四捨五入するため，面積の総数は内訳の計と一致しない場合がある。

（農地の権利移動・借賃等調査による）

＜表２－２－（３）　年次別・農地法第４，５条別農地転用の状況＞

（単位：件，ｈａ）

年次別	計		農地法第４条								農地法第５条								４，５条該当以外
	総数		計		知事許可分		大臣許可分		届出分		計		知事許可分		大臣許可分		届出分		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積
平成26年	8,504 (-)	756.9 (-)	2,072 (-)	129.3 (-)	452	46.6	-	-	1,620	82.7	6,432 (-)	500.4 (-)	2,651	291.0	9	12.8	3,772	196.6	127.2
平成27年	8,008 (-)	673.2 (-)	1,873 (-)	114.4 (-)	384	35.6	-	-	1,489	78.8	6,135 (-)	456.2 (-)	2,445	249.4	4	34.9	3,686	171.9	102.7
平成28年	8,385 (-)	623.6 (-)	1,784 (-)	105.5 (-)	314	34.2	-	-	1,470	71.3	6,601 (-)	436.7 (-)	2,705	265.8	-	-	3,896	170.9	81.4
平成29年	8,048 (-)	590.9 (-)	1,693 (-)	89.0 (-)	305	23.6	-	-	1,388	65.4	6,355 (-)	412.5 (-)	2,580	243.7	-	-	3,775	168.7	89.4
平成30年	7,414 (-)	602.2 (-)	1,581 (-)	95.7 (-)	299	34.6	-	-	1,282	61.1	5,833 (-)	433.6 (-)	2,731	292.3	-	-	3,102	141.3	72.9
令和元年	6,763 (-)	679.5 (-)	1,356 (-)	77.4 (-)	267	26.8	-	-	1,089	50.6	5,407 (-)	440.2 (-)	2,842	322.8	-	-	2,565	117.4	161.8
令和２年	6,582 (-)	512.6 (-)	1,295 (-)	75.5 (-)	233	21.2	-	-	1,062	54.4	5,287 (-)	382.0 (-)	2,435	245.0	-	-	2,852	137.0	55.1
令和３年	6,514 (-)	499.7 (-)	1,334 (-)	78.0 (-)	252	25.2	-	-	1,082	52.8	5,180 (-)	341.8 (-)	2,519	234.2	-	-	2,661	107.6	79.9
令和４年	6,328 (-)	459.8 (-)	1,328 (-)	68.8 (-)	202	17.7	-	-	1,126	51.1	5,000 (-)	350.2 (-)	2,351	221.0	-	-	2,649	129.2	40.8
令和５年	5,250 (-)	432.1 (-)	1,206 (-)	64.2 (-)	172	13.3	-	-	1,034	50.9	4,044 (-)	331.9 (-)	2,175	216.6	-	-	1,869	115.3	36.0
対前年比	83.0% (-)	94.0% (-)	90.8% (-)	93.3% (-)	85.1%	75.2%			91.8%	99.6%	80.9% (-)	94.8% (-)	92.5%	98.0%			70.6%	89.3%	88.3%

（注）単位未満を四捨五入するため，面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

「-」は0を，「0.0」は単位未満（0.05未満）を示す。

（ ）内は，法第４条第８項，第５条第４項の協議（国・都道府県が病院・学校等に転用する場合。平成21年改正による）の実績（内数）を示す。

「４，５条該当以外」とは，法第４条・５条の許可，届出，協議以外の転用を指す。

＜表２－２－(4) 年次別・用途別農地転用状況＞

（単位：件，ｈａ）

年次別	区分	総数		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能不明	
		件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積
平成26年	許可・届出・協議	8,504	629.7	4,777	242.9	409	21.2	28	4.6	300	41.3	2,822	299.4	3	0.1	165	20.1
	４・５条該当以外		127.2		18.2		32.2		4.2		3.3		23.1		25.2		21.1
	計		756.9		261.0		53.4		8.8		44.6		322.5		25.3		41.1
平成27年	許可・届出・協議	8,008	570.5	4,610	206.8	454	16.1	18	1.9	278	66.9	2,522	262.2	7	1.3	119	15.4
	４・５条該当以外		102.7		11.4		14.3		0.2		3.8		18.8		17.1		37.0
	計		673.3		218.2		30.4		2.2		70.7		281.0		18.4		52.5
平成28年	許可・届出・協議	8,385	542.2	4,920	215.1	449	18.3	20	1.9	271	28.1	2,665	273.8	6	0.6	54	4.3
	４・５条該当以外		81.4		15.6		15.5		0.9		1.5		11.4		29.8		6.8
	計		623.6		230.7		33.8		2.7		29.6		285.3		30.3		11.2
平成29年	許可・届出・協議	8,048	501.4	4,704	201.7	431	18.0	28	2.9	339	41.0	2,541	237.2	5	0.7	0	0.0
	４・５条該当以外		89.4		12.3		7.5		0.5		1.6		15.9		51.6		0.0
	計		590.8		214.0		25.5		3.4		42.6		253.1		52.3		0.0
平成30年	許可・届出・協議	7,414	529.3	3,956	187.2	243	13.1	20	4.9	388	48.5	2,806	275.6	1	0.0	－	－
	４・５条該当以外		72.9		13.7		4.6		1.9		1.4		15.3		35.9		－
	計		602.2		200.9		17.7		6.8		49.9		291.0		35.9		－
令和元年	許可・届出・協議	6,763	517.6	3,475	159.7	273	9.6	27	4.4	331	55.8	2,626	284.9	30	3.1	1	0.1
	４・５条該当以外		161.8		11.8		4.1		0.1		1.8		7.7		136.4		－
	計		679.5		171.5		13.7		4.6		57.6		292.5		139.5		0.1
令和２年	許可・届出・協議	6,582	457.6	3,571	167.2	255	11.5	6	0.6	187	20.5	2,555	257.2	5	0.3	3	0.3
	４・５条該当以外		55.1		9.2		4.4		0.1		2.7		14.0		24.7		－
	計		512.6		176.4		15.9		0.7		23.2		271.2		25.0		0.3
令和３年	許可・届出・協議	6,514	419.9	3,768	171.3	186	11.0	19	1.8	216	25.3	2,317	209.0	8	1.3	－	－
	４・５条該当以外		79.9		13.7		3.6		0.3		3.1		12.5		46.8		－
	計		499.6		185.0		14.6		2.1		28.4		221.5		48.1		－
令和４年	許可・届出・協議	6,328	419.0	3,665	172.0	219	13.2	11	0.7	233	23.4	2,195	209.0	5	0.7	－	－
	４・５条該当以外		40.8		9.0		1.4		0.2		0.4		12.6		17.3		－
	計		460		181.0		14.6		0.8		23.8		221.6		18.0		0.0
令和５年	許可・届出・協議	5,250	396.0	2,890	163.1	205	10.7	28	3.8	229	33.5	1,842	180.8	2	0.1	54	4.0
	４・５条該当以外		35.9		4.2		2.6		0.8		1.3		3.6		17.6		6
	計		432		167.3		13.3		4.6		34.8		184.4		17.7		9.8
対前年比(%)	許可・届出・協議	83.0	94.5	78.9	94.8	93.6	81.3	254.5	570.4	98.3	142.9	83.9	86.5	40.0	14.5	－	－
	４・５条該当以外		51.1		65.5		39.9		60.5		11.5		101.1		36.9		－
	計		92.0		97.8		100.1		39.2		83.8		100.1		37.3		－

（注）単位未満を四捨五入するため，面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

（農地の権利移動・借賃等調査による）

＜表２－２－（５）　農地転用の地域別状況表＞

① 件数

（単位：件）

地域	令和元年							令和２年							令和３年						
	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外
			４条	５条						４条	５条						４条	５条			
総数	6,763	3,109	267	2,842	3,654	－		6,582	2,668	233	2,435	3,914	－		6,517	2,774	252	2,522	3,743	－	
千葉	1,508	281	20	261	1,227	－		1,482	298	28	270	1,184	－		1,567	325	22	303	1,242	－	
東葛飾	2,289	505	57	448	1,784	－		2,529	568	62	506	1,961	－		2,514	561	65	496	1,953	－	
印旛	812	475	42	433	337	－		776	425	41	384	351	－		737	440	50	390	297	－	
香取	228	228	17	211	－	－		155	155	15	140	－	－		161	161	15	146	－	－	
海匝	225	225	19	206	－	－		195	195	22	173	－	－		173	173	19	154	－	－	
山武	218	200	9	191	18	－		177	159	11	148	18	－		249	229	30	199	20	－	
長生	325	325	21	304	－	－		215	215	9	206	－	－		341	341	12	329	－	－	
夷隅	221	221	22	199	－	－		175	175	10	165	－	－		75	75	10	65	－	－	
安房	201	201	16	185	－	－		183	183	12	171	－	－		201	201	10	191	－	－	
君津	736	448	44	404	288	－		695	295	23	272	400	－		499	268	19	249	231	－	

地域	令和４年							令和５年							
	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	構成比
			４条	５条						４条	５条				
総数	6,328	2,553	202	2,351	3,775	－		5,250	2,347	172	2,175	2,903	－		100.0%
千葉	1,434	253	22	231	1,181	－		720	188	18	170	532	－		13.7%
東葛飾	2,471	376	30	346	2,095	－		2,531	596	46	550	1,935	－		48.2%
印旛	770	522	42	480	248	－		584	405	26	379	179	－		11.1%
香取	165	165	17	148	－	－		83	83	5	78	－	－		1.6%
海匝	193	193	18	175	－	－		233	233	12	221	－	－		4.4%
山武	275	260	20	240	15	－		205	191	17	174	14	－		3.9%
長生	275	275	14	261	－	－		165	165	11	154	－	－		3.1%
夷隅	116	116	11	105	－	－		105	105	19	86	－	－		2.0%
安房	170	170	11	159	－	－		174	174	4	170	－	－		3.3%
君津	459	223	17	206	236	－		450	207	14	193	243	－		8.6%

（注）　件数については，合計に４・５条該当以外の転用を含まない。

② 面積

（単位：ha）

地域	令和元年							令和２年							令和３年						
	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外
			４条	５条						４条	５条						４条	５条			
総数	679.5	349.6	26.8	322.8	168.0	－	161.8	512.6	266.2	21.2	245.0	191.4	－	55.1	499.6	259.4	25.2	234.3	160.3	－	79.9
千葉	233.4	47.1	5.0	42.2	51.8	－	134.5	113.2	36.3	4.5	31.8	50.2	－	26.7	126.5	38.8	4.2	34.7	54.8	－	32.9
東葛飾	160.3	76.0	5.2	70.8	79.0	－	5.3	164.0	62.1	5.0	57.1	95.7	－	6.2	142.7	57.9	5.0	52.9	76.5	－	8.3
印旛	90.2	63.8	3.5	60.3	24.2	－	2.2	78.3	54.5	3.5	50.9	22.3	－	1.5	79.6	55.2	5.7	49.4	18.0	－	6.5
香取	21.1	18.0	1.6	16.4	－	－	3.1	15.0	14.8	1.6	13.2	－	－	0.2	25.2	12.3	0.8	11.5	－	－	12.8
海匝	10.8	10.7	0.7	10.0	－	－	0.1	11.3	11.2	1.8	9.4	－	－	0.1	13.2	13.1	2.0	11.1	－	－	0.1
山武	31.8	20.0	0.4	19.6	0.6	－	11.2	27.3	13.2	0.4	12.8	1.0	－	13.0	34.3	22.4	2.4	20.0	0.8	－	11.1
長生	35.8	31.1	1.9	29.3	－	－	4.7	17.7	14.6	0.5	14.1	－	－	3.1	22.2	15.7	0.5	15.2	－	－	6.5
夷隅	20.4	20.4	1.9	18.5	－	－	－	16.3	16.3	1.4	14.9	－	－	0.0	9.2	7.8	0.7	7.1	－	－	1.4
安房	15.2	14.3	1.4	12.9	－	－	0.9	14.8	11.6	0.9	10.8	－	－	3.2	11.9	11.9	1.4	10.6	－	－	－
君津	60.6	48.2	5.4	42.8	12.4	－	－	54.7	31.5	1.5	29.8	22.2	－	1.1	34.8	24.2	2.4	21.8	10.3	－	0.3

地域	令和４年							令和５年							
	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	合計	許可			届出	協議	4･5条該当以外	構成比
			４条	５条						４条	５条				
総数	459.7	238.7	17.7	221.0	180.2	－	40.8	432.1	229.9	13.3	216.6	166.2	－	36.0	100.0%
千葉	86.7	37.5	3.5	34.0	49.1	－	0.0	44.4	15.5	1.4	14.1	28.9	－	0.1	10.3%
東葛飾	152.0	38.0	1.7	36.3	108.3	－	5.8	187.4	72.1	3.6	68.5	111.9	－	3.4	43.4%
印旛	71.1	54.1	3.5	50.6	11.3	－	5.7	74.4	56.8	2.0	54.7	11.6	－	6.0	17.2%
香取	23.4	14.1	1.3	12.7	－	－	9.4	5.1	5.0	0.5	4.5	－	－	0.1	1.2%
海匝	11.2	11.1	2.9	8.2	－	－	0.1	15.9	15.8	1.0	14.9	－	－	0.0	3.7%
山武	36.2	26.3	1.0	25.3	0.5	－	9.4	31.5	20.0	1.3	18.6	0.8	－	10.7	7.3%
長生	23.9	14.2	0.9	13.3	－	－	9.6	14.4	8.5	0.4	8.1	－	－	5.9	3.3%
夷隅	12.3	11.5	1.2	10.3	－	－	0.8	13.2	7.8	1.8	6.0	－	－	5.4	3.1%
安房	10.2	10.2	0.8	9.4	－	－	0.0	11.0	11.0	0.1	10.9	－	－	－	2.5%
君津	32.8	21.8	0.9	20.9	11.0	－	－	34.9	17.6	1.3	16.3	13.1	－	4.3	8.1%

（注） 単位未満を四捨五入するため，面積の総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

「－」は0を，「0.0」は単位未満（0.05未満）を示す。

＜図２－２－（６）　農地転用許可（届出）件数の推移＞

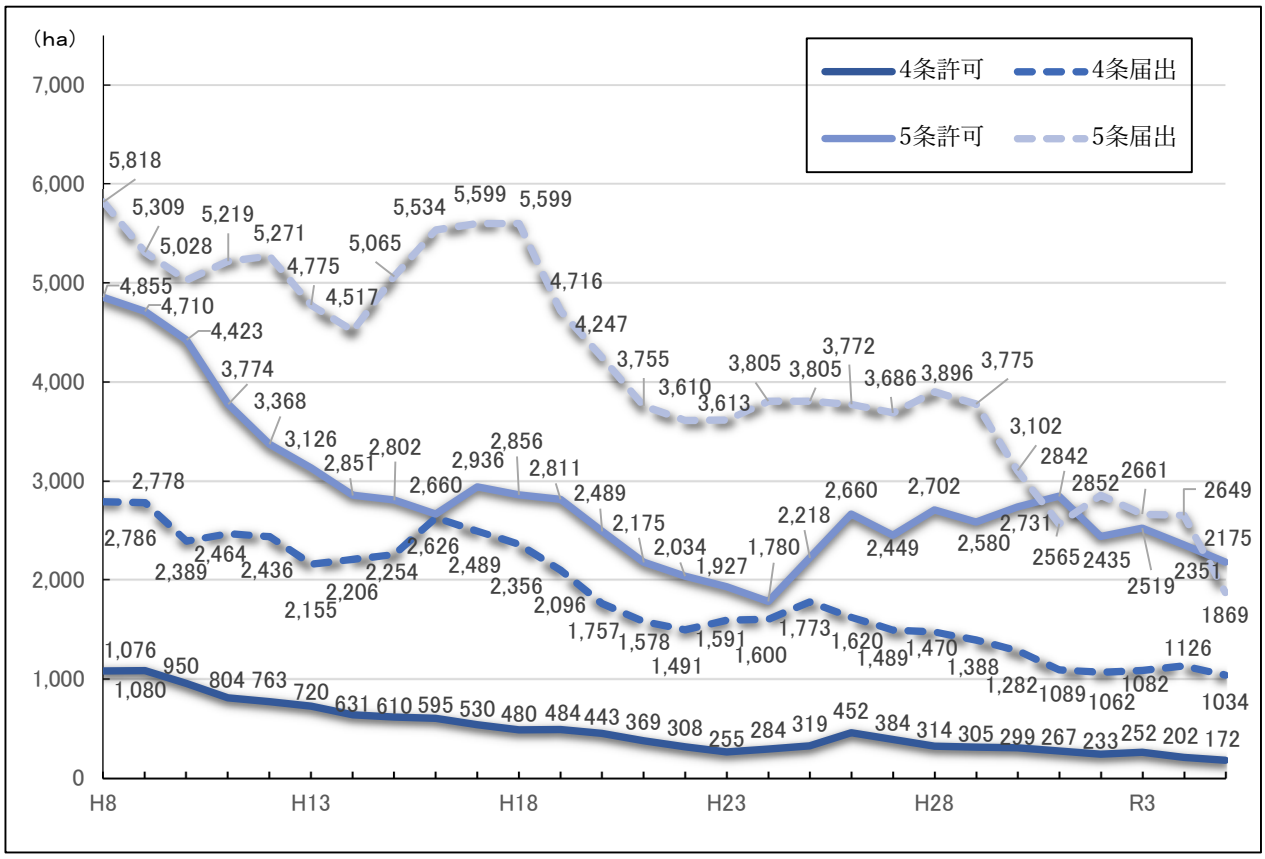

＜図２－２－（７）　農地転用許可（届出）面積の推移＞

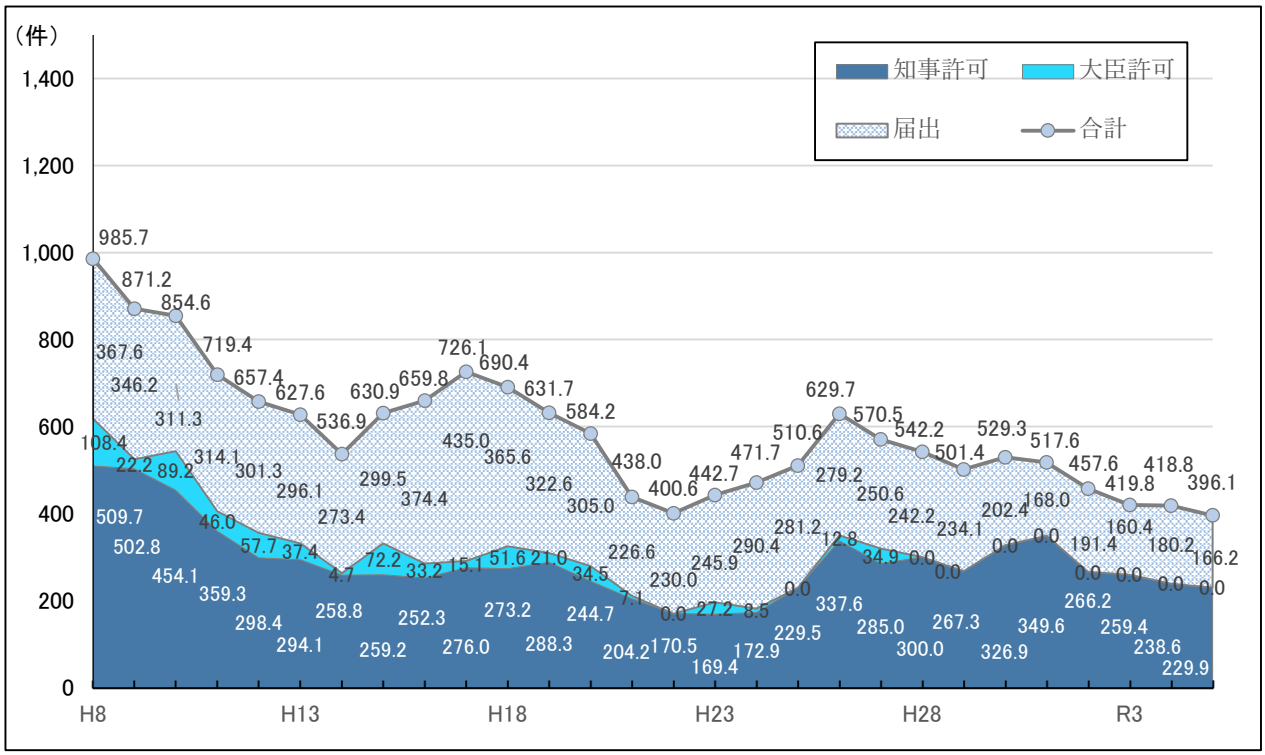

（４）農地違反転用防止対策事業

農地法第４条若しくは第５条に違反して，許可を受けることなく農地等を転用するなどの違反転用は，優良農地の保全に支障をきたし，農業生産環境の悪化等の問題を生じる。

これら農地の違反転用を防止するためには，

（ア）啓発普及

（イ）監視体制の整備強化

（ウ）是正指導

を実施していく必要があり，県では，平成２年度から「農地違反転用防止対策事業」を実施し,違反転用の未然防止を図るとともに早期発見及び迅速かつ適切な是正指導を行っている。

農地違反転用の防止には，農地所有者の認識の向上が重要なことから，令和５年度においては，啓発のためのリーフレット 56,680 部を作成し，各市町村農業委員会を通して農家に配布したほか，行政機関の窓口等に備え置くなどして，広く農地転用許可制度の啓発普及に努めた。

さらに，違反転用の早期発見のため，県及び各市町村農業委員会による巡回パトロールを実施した。特に，「農地違反転用防止対策強化月間」（７月～９月）を設け，早期発見・早期是正指導に努めた。

＜表２－２－（８）　令和５年度における違反転用の実態状況について＞　　（単位：件）

区　　分		土砂等	産　廃	住　宅	事務所等	その他	合計
発　見　件　数		29	10	2	4	20	65
是正	原状回復	13	6	0	0	0	19
	追認許可	0	0	0	0	0	0
	条件変更等	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	19
未是正		16	4	2	4	20	46

※本表は各市町村農業委員会に対する調査を集計したものである。

※「土砂等」とは，土砂等による農地の埋立て又は投棄をいう。

※「産廃」とは，産業廃棄物による農地の埋立て又は投棄をいう。

※「事務所等」とは，事務所・工場・倉庫等で，住宅以外の建築物による違反転用をいう。

※「その他」とは，駐車場・資材置場等で，土砂等・産廃・住宅・事務所等以外をいう。

※「是正」「未是正」は，年度末時点の状況。

＜図２－２－（９）　違反転用処理フロー図（農業委員会，農業事務所，農地・農村振興課）＞

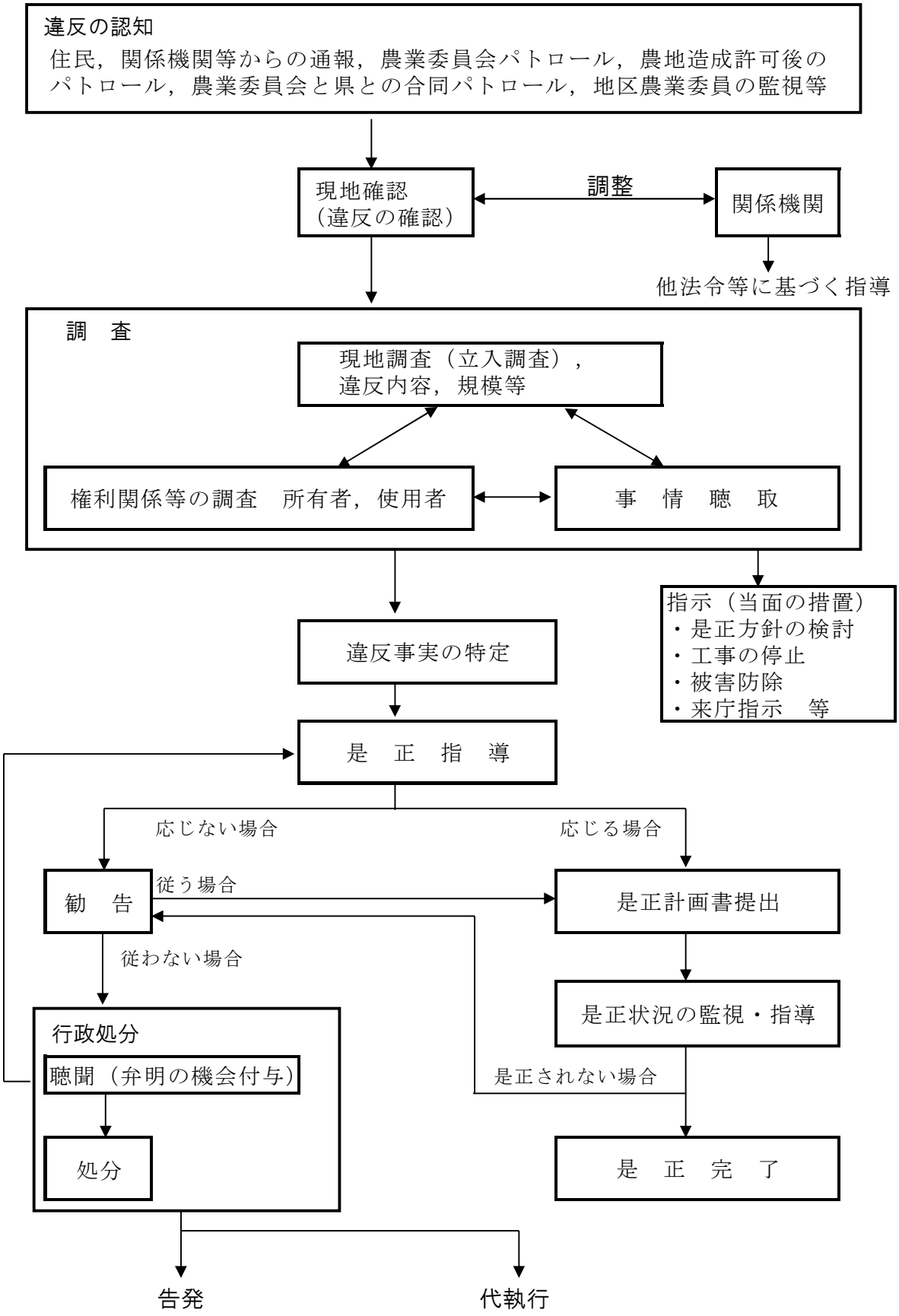

＜図２－２－（10）　農地の転用に係る許可・届出・協議等の概要＞

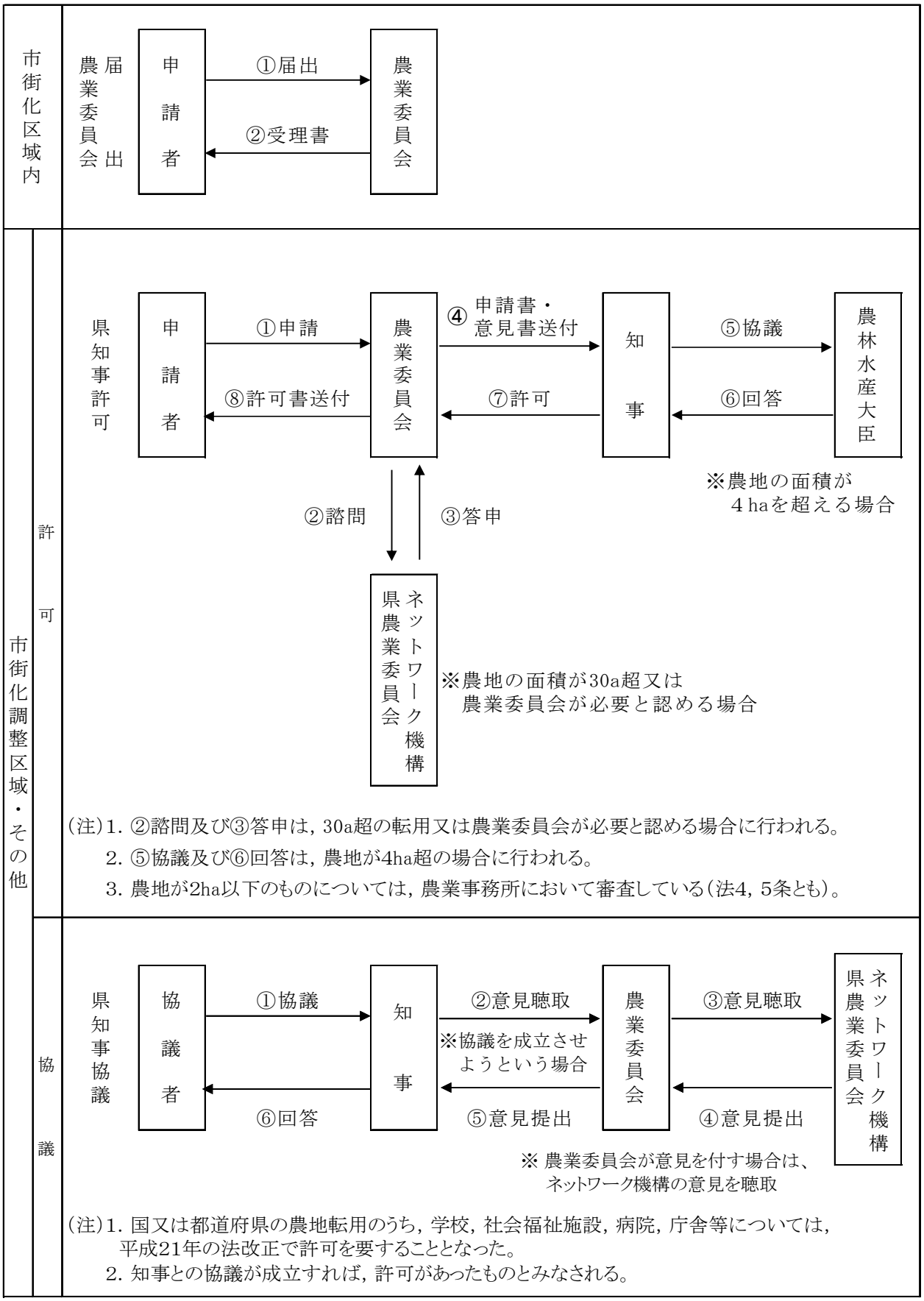

＜図２－２－（11）　農地転用許可事務フロー図＞

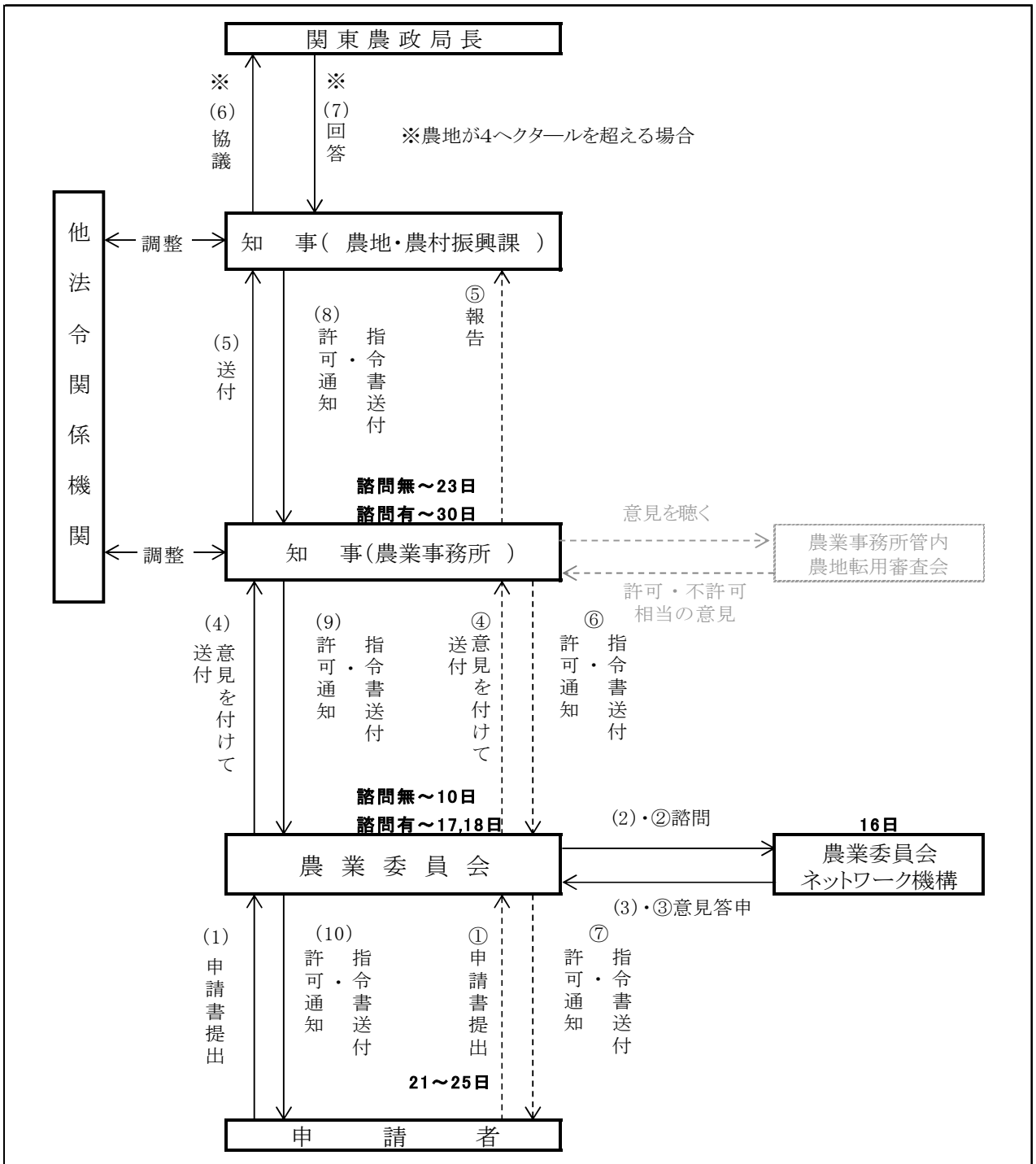

［注］　――― 2haを超える第4条・第5条申請

----- 2ha以下の第4条及び第5条申請

※ 4haを超える農地の転用の場合（地域整備法による場合を除く。）は，関東農政局長と協議する。

※ 知事が指令書を直接申請者に交付する場合，農業委員会に指令書の写しを送付する。

※ 農業委員会ネットワーク機構への諮問がなされるのは，転用面積が30a超の場合や，農業委員会が必要と認める場合。
図中の日付については，おおむねの目安である。

３．農地利用集積

本県では担い手への農地利用集積を進めるため，（公社）千葉県園芸協会を平成 26 年４月１日に農地中間管理機構として指定し，農地中間管理事業を推進するとともに，市町村が行う利用権設定等促進事業（利用権の設定・移転，所有権の移転を促進する事業）等で施策を進めた。

＜表２－３－（１）　耕地面積に占める担い手※の利用面積＞

年度	担い手の農地利用面積	担い手への農地集積率
令和４年度	35,503ha	29.2%
令和５年度	36,688ha	30.5%

（注）担い手とは，①認定農業者，②市町村基本構想水準到達者，③集落営農経営，④認定新規就農者のこと。

＜表２－３－（２）　農地中間管理機構による農用地等の借受・貸付面積の実績＞

年度	借受面積	貸付面積
令和４年度	1,662ha	1,844ha
令和５年度	1,241ha	1,563ha

＜表２－３－（３）　利用権設定等促進事業による利用権設定等面積＞　（単位：ha）

年　度	利用権設定面積	所有権移転面積	計	対前年度増減
平成 24 年度	13,810	2,164	15,974	984
平成 25 年度	14,628	2,301	16,929	955
平成 26 年度	15,259	2,382	17,641	712
平成 27 年度	16,570	2,519	19,089	1,448
平成 28 年度	18,078	2,603	20,681	1,592
平成 29 年度	18,722	2,666	21,388	707
平成 30 年度	19,064	2,738	21,802	414
令和元年度	19,027	2,796	21,823	21
令和２年度	21,162	2,779	23,941	2,118
令和３年度	22,781	3,026	25,807	1,866
令和４年度	23,403	3,153	26,556	749
令和５年度	24,516	3,240	27,756	1,200

（注）１　各年度３月末時点の面積
　　２　所有権移転面積は累計
　　３　四捨五入の関係で内訳と合計値は必ずしも一致しない場合がある。

＜表２－３－（４）　担い手への農地集積と農地中間管理機構の利用状況（令和５年度）＞

地域	市町村名	耕地面積(ha) ＊令和5年農林水産統計の耕地面積	担い手への農地集積の状況（令和6年3月末時点）		農地中間管理機構の利用状況			
					平成26年度～令和5年度の累計		令和5年度の実績	
			集積面積(ha)	集積率(%)	借入面積(ha)	転貸面積(ha)	借入面積(ha)	転貸面積(ha)
千葉	千葉市	3,530	616	17.5	184.0	172.1	35.5	35.3
	習志野市	62	17	27.4	0.5	0.5	0.1	0.1
	市原市	5,250	1,027	19.6	405.0	219.7	6.6	6.6
	八千代市	824	331	40.2	19.6	19.6	0.2	0.2
東葛飾	市川市	498	214	43.0				
	船橋市	1,130	449	39.7				
	松戸市	644	264	41.0				
	野田市	2,590	617	23.8	181.0	178.0	3.1	3.1
	柏市	2,550	836	32.8	227.0	223.8	8.8	8.8
	流山市	365	113	31.0				
	我孫子市	1,220	389	31.9	154.0	154.0	26.3	26.3
	鎌ケ谷市	403	65	16.0	0.1	0.1	0.1	0.1
印旛	成田市	6,420	2,696	42.0	948.7	936.6	268.5	272.4
	佐倉市	2,740	783	28.6	121.2	121.2	7.0	35.0
	四街道市	626	93	14.8	3.3	3.1		
	八街市	3,290	1,163	35.4	40.8	40.6	3.8	3.8
	印西市	4,110	401	9.8	78.8	78.8	4.1	6.4
	白井市	1,030	213	20.7	2.8	2.8		
	富里市	2,400	1,055	43.9	36.9	35.8		3.5
	酒々井町	500	75	15.0	3.3	3.0		
	栄町	1,410	478	33.9	527.0	507.0	5.5	43.0
香取	香取市	11,100	3,323	29.9	2,292.8	2,292.3	365.2	428.8
	神崎町	745	528	70.9	152.7	125.6	1.2	3.7
	多古町	3,130	662	21.2	54.7	52.0	2.9	5.2
	東庄町	1,880	1,014	54.0	59.2	58.6	3.4	3.4
海匝	銚子市	2,530	1,492	59.0	1.7	1.7	0.1	0.1
	旭市	6,260	3,833	61.2	277.4	276.6	9.9	18.7
	匝瑳市	5,030	1,853	36.8	288.0	287.6	49.5	67.9
山武	東金市	3,310	973	29.4	163.3	160.7	17.2	17.3
	山武市	5,580	1,857	33.3	479.2	472.0	77.3	79.0
	大網白里市	2,340	547	23.4	63.9	63.9	9.8	9.8
	九十九里町	889	230	25.9	39.7	39.5	5.1	5.1
	芝山町	1,470	273	18.6	17.5	16.6	1.8	1.8
	横芝光町	3,170	971	30.6	335.0	332.4	24.4	25.8
長生	茂原市	2,970	373	12.6	122.5	122.5	43.6	43.6
	一宮町	564	194	34.3	81.0	80.9	27.2	27.2
	睦沢町	775	315	40.6	98.0	97.9	1.4	2.8
	長生村	1,230	526	42.8	98.3	97.0	4.6	4.7
	白子町	1,280	507	39.6	106.2	106.2	1.6	2.6
	長柄町	835	75	9.0	1.8	1.8	0.3	0.3
	長南町	1,180	385	32.6	173.2	167.2	16.4	104.1
夷隅	勝浦市	878	71	8.1	106.7	0.9		
	いすみ市	3,320	1,156	34.8	401.2	329.1	8.2	23.9
	大多喜町	1,000	84	8.4	15.1	15.1	8.5	8.5
	御宿町	204	82	40.2	6.8	6.8		
安房	館山市	1,540	326	21.1	82.2	79.4	10.1	22.4
	鴨川市	2,080	628	30.2	96.8	78.6	0.1	0.1
	南房総市	3,260	655	20.1	304.9	301.0	43.9	73.1
	鋸南町	428	38	8.8	2.2	1.9	0.1	0.1
君津	木更津市	2,290	558	24.4	173.8	169.8	59.8	60.1
	君津市	3,010	516	17.1	263.7	260.0	56.9	58.0
	富津市	2,050	171	8.3	112.6	111.8	10.2	10.2
	袖ケ浦市	2,400	577	24.1	175.6	174.0	10.5	10.5
県合計		120,300	36,688	30.5	9,581.6	9,078.4	1,240.7	1,563.3

注1　四捨五入の関係で内訳と合計値は必ずしも一致しない。

注2　集積率は，耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合。

第３　農地の有効利用

第３　農地の有効利用

１．交換分合事業及び附帯農道等整備事業

農用地等が零細で分散度のはなはだしい地域を対象に，農業生産基盤の整備と農業構造の改善を図ることを目的として昭和２４年度より農用地等の集団化事業(事業主体は農業委員会)を行い，昭和３４年度からその効果をより高めるための附帯農道等整備事業（事業主体は市町村）を行っている。

交換分合事業は，所有権以外の権利相互の交換に併せ，新たな所有権移転，利用権設定及び農作業受委託の取組活動を行い，地区全体としての農用地の集団化を図るとともに，育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進することを内容とする事業である。地域水田農業整備型交換分合は２か年，その他の交換分合は３か年で実施するものである。

また，附帯農道等整備事業は，交換分合と一体的計画のもとに農道，客土，暗渠排水，ほ場均平工，農業用排水施設の整備を行うものである。

両事業ともに平成５年以降実施されていなかったが，平成２４年度に銚子市の県営ほ場整備事業において交換分合事業が約1.0ha実施された。

その結果，これまでの交換分合事業の実績は延べ７３市町村３５０地区51,250.6ha，附帯農道等整備事業については，２８市町村６０地区111,835mとなった。

第４　自作農財産の維持・管理及び処分

第４　自作農財産の維持・管理及び処分

自作農財産とは，戦後間もなく行われた自作農の創設ために，国が取得した土地等を総称した土地等(土地，権利，工作物)であり，これを細分化すると，「国有農地等」と「開拓財産」に分けられる。

１．国有農地等の管理

平成２１年１２月に全面改正される前の農地法（以下「旧農地法」という。），旧自作農創設特別措置法による買収，又は国有財産法により他省庁が所管する農地の所管換を受け農林省所管となった国有地（以下「国有農地等」という。）について，知事は，旧農地法及び関係法令に基づき，農林水産省所管国有財産管理者として国有農地等の維持及び保存，貸付け，国有財産台帳の整理，所管不明財産の所管調査等の事務を行っている。

また，国有農地等の処分を促進するとの国の方針により，知事は国有農地等の境界確定測量等業務を推進している。

令和５年度末の国有農地等は，農耕貸付101筆40,939㎡，転用貸付49筆26,409㎡，未貸付1,133筆309,685㎡，合計1,283筆377,033㎡である。

平成２１年１２月に農地法が全面改正され，法第７条の規定による農業生産法人（平成２８年４月１日から「農地所有適格法人」に呼称変更）が農業生産法人でなくなった場合の買収を除き，原則として新規の買収が廃止となった。

また，新規に取得した農地は国が管理することとなったが，法改正前に取得した財産の管理については，改正法附則第８条第１項によりなお従前の例によることとされた。

（１）農地等の取得及び国有財産台帳への登載（表４－１－（１），表４－１－（２））

旧自作農創設特別措置法第３条，旧農地法第９条，第１５条，第１５条の３，第１６条の規定により買収し，又は国有財産法第１２条の規定により財務省その他から農林水産省が所管換を受けて，農地等を取得した。

取得した土地等は国有財産台帳に登載され，管理するべきものであるが，国有財産台帳に未登載の土地が全国的に散見された。漏れた国有農地を把握し，適正に管理する必要があることから，国は農林水産省名義でありながら国有財産台帳未登載の土地の抽出作業として，平成２５，２６年度に国有農地等登記記録確認委託事業を実施した。

平成２７年度以降，国の委託事業による当該作成資料を基に国有農地としての国有財産台帳への登載又は登記是正如何について判断するための国有農地等登記記録確認委託事業実施後に行う確認業務が都道府県において行われている。

平成２７年度から令和５年度末までに，国有農地等登記記録確認委託事業実施後に行う確認業務として，県では８０３筆の土地を調査し，これまでに416筆（うち，国有農地312筆，開拓財産104筆）を自作農財産であるとして国有財産台帳に登載した。

（２）国有農地等管理状況（表４－１－（２））

国有農地の無断転用，無断耕作等の不法行為を未然に防止するとともに，各土地の現状を的確に把握し，管理の適正を期すため，現地調査を行っている。

平成２１年度に国有農地全筆の現地調査を実施し，以降，後述の国有財産管理人及び各農業事務所の協力により毎年度国有農地の現地調査を実施し現況把握に努めている。

また，境界確定により管理すべき土地の範囲を確定し，必要に応じて，柵の設置等を行うとともに，除草，樹木の枝の剪定・伐採，雑物除去等を実施し適正な管理に努めている。

旧農地法第７８条に係る国有財産の維持・管理に関する業務のうち，除草，樹木の剪定・伐採，フェンス設置等に伴う工事又は委託及び境界確定等については，各農業事務所に事務委任している（処分に関する業務を除く）。（※平成１６年４月２日改正後の千葉県事務委任規則第１０条第５号イ参照。）

（３）農地等の貸付（表４－１－（２））

貸付は農耕貸付と転用貸付に分けられる。

ア　農耕貸付

（ア）平成２１年改正前の農地法施行令（以下「旧施行令」という。）第１５条の２による貸付

国有農地等を耕作又は養畜の事業に供するための貸付

（イ）旧施行令第１５条の２及び旧法第９条等の継続貸付

国有農地等を取得の際，すでに地上権，永小作権，使用貸借による権利，賃貸借，又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定されているものに係る貸付け

なお，平成２１年の法改正により小作料の標準額が廃止され，それ以降は農業委員会の提供等による近傍類似農地の借賃を考慮し，対象農地の生産条件等を勘案して算定することとされた。

イ　転用貸付（旧施行令第１５条の２による）

国有農地等を耕作又は養畜の事業以外の事業に一時供するための貸付で，学校敷地，道路敷のように公共のため必要であり，かつ，旧所有者，現在の耕作者の同意が必要である。

なお，転用貸付に係る使用料は，用途によって区分されており，例えば，非営利用では，固定資産税課税標準額×面積×２．０／１００により算出する。

（４）不要地認定

国有農地等で，土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは，旧農地法第８０条第１項の規定により不要地として国が認定する。

令和５年度の実績は，７筆1,420㎡である。

（５）国有農地等の土地改良事業及び土地区画整理事業への編入承認，換地承認

土地改良事業者又は土地区画整理事業者から，国有農地等を事業区域内へ編入し，換地するための承認申請があった場合，調査のうえ支障がないものと判断されれば関東農政局長が

承認する。

（６）買収・売渡登記の促進

旧農地法又は旧自作農創設特別措置法に基づく土地の買収，売渡等に伴う登記について現在なお未了のものが相当数残存している。未登記の解消は，買収，売渡し等に伴う権利変動を最終的に確定し，農業経営の安定を図る上で必要であり，早期に完了すべく努めてきた。

また，旧自作農創設特別措置法に基づく農地（既墾地）の買収・売渡処分等に関する登記未了事案については，農地法施行令（昭和２７年法律第２３０号）第２条ないし第４条の規定により，なお従前の例により知事が職権で登記嘱託できるとされている。

（７）国有財産管理人

知事は，国有農地等の管理を適正に行うため，千葉県国有財産管理人設置要領に基づき，国有財産管理人を設置している。

令和５年度の設置状況は，千葉市２名，市川市１名，船橋市２名，松戸市１名，鎌ケ谷市１名，佐倉市２名，香取市１名，東金市１名，茂原市１名，館山市２名，南房総市１名，木更津市１名，富津市１名の計１７名であり，各管理人は国有財産の見廻りを行っている。

（※平成２６年４月１日付けで，国有農地等の所属が食糧安定供給特別会計から一般会計へ移行したが，本要領の改正は実施されず，読替えで対応することとされた。）

２．国有農地等の処分

（１）非農業利用目的の売払い

旧施行令第１６条第１項各号に該当する土地として不要地認定のあった場合は，旧農地法第８０条の規定により国が国有農地等の売払等を行う。

ア　旧農地法第８０条第２項売払（旧所有者優先の原則）

不要地認定のあった国有農地等は，旧農地法第８０条第１項の規定により売り払われるが，同条第２項の規定により旧所有者又はその一般承継人に優先的権利がある。

この場合の売払価格は，旧国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第１条の規定により，買受申込時の時価の７割である。

イ　所管換

過去に他の省庁から農林水産省に所管換がされ，旧農地法第７８条の規定により管理しているものの，その後旧農地法第８０条の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは，従前の省庁へ所管を移す（いわゆる「逆所管換」）。

ウ　国有財産法第８条引継ぎ

所管換の一種で，平成２６年度以降，国有農地等の所属が特別会計から一般会計へ移行したことにより，不要地認定のあった国有農地等で，上記（ア）の旧所有者等が買受権を放棄したものについては，原則として，国有財産法第８条の規定により財務大臣へ引き継ぐことになっている。

（２）農業利用目的の売払い

農業利用が適当な財産は，法第４６条の規定の例により，農林水産省から競争入札等により，農地を効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められる者に売り払う（附則第８条第２項)。

＜表４－１－（１）　国有農地等管理状況＞

令和6年3月31日現在

年度	項目	総数	増減内容											
			増					減						
			購入の報告洩	換地	分筆又は実測	その他	計	売渡	売払	換地	買収取消	合筆又は実測	その他	計
25	筆数	1,066	10	1	4		15		14	1			1	16
	面積(㎡)	347,622	1,215	157	855		2,227		3,354	257		630	290	4,531
26	筆数	1,097	3		1	41	45		14					14
	面積(㎡)	351,146	720		48	5,821	6,589		1,553			187	325	2,065
27	筆数	1,101	6		3		9		2				3	5
	面積(㎡)	352,437	751		1,053		1,804		694			525	294	1,513
28	筆数	1,348	253		2		255		3				5	8
	面積(㎡)	400,272	50,573		342		50,915		1,617	193		764	699	3,273
29	筆数	1,366	31		27		58		8			18	14	40
	面積(㎡)	406,603	10,889		1,103		11,992		1,940			1,104	2,528	5,572
30	筆数	1,328	3		24		27		9			1	55	65
	面積(㎡)	400,476	1,080		525		1,605		3,587			13	4,132	7,732
31	筆数	1,329	3		5	1	9		10				8	18
	面積(㎡)	384,961	997		216	1	1,214		2,704				14,025	16,729
R2	筆数	1,315	13		8		21		12			3	3	18
	面積(㎡)	384,806	3,366		1,338		4,704		1,083			1,289	2,487	4,859
R3	筆数	1,321	6				6							0
	面積(㎡)	385,959	1,130		89		1,219					66		66
R4	筆数	1,288	8	1		2	11		42	2				44
	面積(㎡)	375,335	820	608	776	157	2,361		12,301	608		76		12,985
R5	筆数	1,283	7		2		9		8				6	14
	面積(㎡)	377,033	4,510		1,561		6,071		1,033			16	3,324	4,373

＜表４－１－（２）　年度別国有農地等管理状況＞

令和6年3月31日現在

年度	総数		農耕貸付		転用貸付		未貸付	
	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)
平成３１年度	1,318	399,141	124	46,824	99	38,562	1,095	313,755
令和２年度	1,330	384,815	120	46,207	93	37,914	1,117	300,694
令和３年度	1,329	385,959	114	44,940	92	37,614	1,123	303,405
令和４年度	1,298	375,335	109	42,647	56	27,018	1,133	305,670
令和５年度	1,293	377,033	103	40,939	49	26,409	1,141	309,685

※　１筆を分割して貸している土地が10筆

＜表４－１－（３）　国有農地等市町村別一覧表＞

令和6年3月31日現在

市町村名		筆数	面積㎡	市町村名		筆数	面積㎡
千葉	千葉市	69	27,005	山武	東金市	40	11,559
	習志野市	1	1,110		山武市	17	4,268
	市原市	19	1,965		大網白里市	3	1,258
	八千代市	14	5,041		九十九里町	9	675
	計	103	35,121		芝山町	5	714
東葛飾	市川市	35	7,224		横芝光町	5	359
	船橋市	67	11,010		計	79	18,833
	松戸市	56	5,954	長生	茂原市	61	13,596
	野田市	14	14,036		一宮町	4	715
	柏市	15	3,960		睦沢町	0	0
	流山市	7	3,745		長生村	0	0
	我孫子市	7	2,902		白子町	14	2,293
	鎌ケ谷市	35	12,454		長柄町	20	7,232
	浦安市	4	577		長南町	3	339
	計	240	61,862		計	102	24,175
印旛	成田市	21	5,401	夷隅	勝浦市	23	3,742
	佐倉市	73	29,093		いすみ市	27	6,180
	四街道市	1	99		大多喜町	15	2,155
	八街市	11	3,634		御宿町	8	2,960
	印西市	32	9,229		計	73	15,037
	白井市	3	299	安房	館山市	122	37,966
	富里市	8	10,827		鴨川市	26	5,671
	酒々井町	18	10,724		南房総市	44	17,916
	栄町	18	9,494		鋸南町	10	567
	計	185	78,800		計	202	62,120
香取	香取市	58	16,487	君津	木更津市	94	22,514
	神崎町	1	190		君津市	36	8,592
	多古町	6	1,239		富津市	41	10,096
	東庄町	12	6,952		袖ケ浦市	9	5,414
	計	77	24,868		計	180	46,616
海匝	銚子市	10	1,423				
	匝瑳市	18	3,263				
	旭市	14	4,915				
	計	42	9,601	合　計		1,283	377,033

３．開拓財産の管理

旧自作農創設特別措置法第３０条又は旧農地法第４４条，第７２条等の規定による未墾地の買収並びに国有財産法第１２条の規定により他省庁所管の国有未墾地の所管換により農林水産省が取得した財産（以下「開拓財産」という。）については，国有農地等と同様に旧農地法及び関係諸法令に基づき適正管理に努めており，国とともに売払・所管換等処分の促進を図っている。また，残っている財産は道水路がほとんどを占めており，市町村への譲与を行っている。

令和５年度末現在の開拓財産管理面積は，８５地区1,794,355㎡である。

この管理状況としては，転用貸付地13,603.7㎡，未貸付地（土地及び道水路）1,780,751.3㎡となっている。

（１）登記事務

開拓財産については下記の登記事務を行っている。

ア　旧自作農創設特別措置法又は旧農地法の規定により行った開拓財産の買収，売渡等の処分是正に伴う登記事務。

イ　旧自作農創設特別措置登記令の規定による登記用紙の閉鎖未済の解消及び欄外登記の見落とし等を原因とする二重登記の解消（閉鎖申出，抹消登記)。

ウ　各種開拓財産の処分に係る表示，所有権保存及び所有権移転登記等の登記事務。

（２）実地検査

開拓財産の無断転用，無断使用等の不法行為の未然防止を図るとともに各土地の現状を的確に把握し，管理の適正を期するため順次実施している。

（３）不存在財産と確認調査

不存在財産とは，開拓財産台帳には登載されているが，台帳数量に相応する財産が現地において存在しないものをいい，財産管理上問題を生じているため「開拓財産確認調査特別促進事業」に基づき調査を実施し，関東農政局と協議のうえ是正処置を行ってきた（平成１３年度まで実施)。

（４）開拓財産管理状況（表４－２－（１））

国有農地等と同様の維持及び管理業務に加え，開拓財産道路等の水道管，ガス管等の埋設に係る使用承認申請の事務を行っている。

（５）不要地認定

土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当と認められるときは，国有農地等と同様に旧農地法第８０条第１項の規定により不要地として国が認定する。

令和５年度の実績は，５筆3,103㎡である。

（６）転用貸付

不要地認定のあった土地について，処分までの暫定措置として旧農地法施行令第１５条の２の規定により転用貸付を行っている。

４．開拓財産の処分

（１）売　渡

旧農地法第６１条の規定により，自作農として農業に精進する見込みのある者に対し，農業会議の意見を聴いて適当と認められる者を選定し売渡を行ってきた。

なお，売り渡した開拓財産のうち，旧農地法第７１条の規定により開墾完了期限の到来したものについて，土地利用状況検査を実施し，売渡の用途どおり利用していない場合は勧告又は旧農地法第７２条の規定による買戻を行ってきた（平成２１年の農地法改正により新規の売渡がなくなり，売渡済の土地はすべて検査済のため，現在同条による買収はない。）。

（２）譲　与

開拓財産のうち，道路，水路，ため池等は，その用途を廃止したとき旧農地法第７４条の２の規定により，これを無償で国に返還することを条件として，市町村，土地改良区等に譲与している。

（３）所管換

他省庁から所管換された開拓財産のうち，自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しない土地については，旧施行令第１６条第１項各号に該当するとして不要地認定を行ったうえ国有財産法第１２条の規定により元の省庁に所管換をしている（いわゆる「逆所管換」）。

（４）売　払

旧施行令第１６条第１項各号に該当する土地として不要地認定があった場合は，同法第８０条の規定により国が売払を行っている。

ア　旧農地法第８０条第２項売払（旧所有者優先の原則）

旧自作農創設特別措置法第３０条又は旧農地法第４４条の規定により買収した土地のうち，不要地認定のあった土地については，旧所有者又はその一般承継人に売払を行っている。なお，売払価格は，旧国有農地等の売払いに関する特別措置法施行令第１条の規定により買受申込時の時価の７割である。

イ　国有財産法第８条引継ぎ

旧農地法第７２条の規定により買収し不要地認定のあった土地及び上記アに該当する土地のうち，旧所有者等が買受権を放棄した土地については，原則として，国有財産法第８条の規定により財務大臣へ引き継ぐことになっている。引継ぎ後財務省から競争入札等で売り払われる。

＜表４－２－（１）　開拓財産管理状況＞

令和6年3月31日現在

年度	管理総計		管理総計								
	地区数	面積(㎡)	計		所管換	整理換	売渡	譲与	確認調査	実測	その他
18	79	1,881,007	増	44,371		354				66	43,951
			減	106,987	8,182			62,086		12	36,707
19	77	1,868,817	増	13,514		2,488				11,026	
			減	21,972	1,223			20,610		139	
20	76	1,841,722	増	6,373						42	6,331
			減	33,466	6,338			20,667		132	6,329
21	77	1,799,927	増	3,778						2,659	1,119
			減	44,739	6,157			37,593		471	518
22	77	1,799,927	増	84							84
			減	2,883							2,883
23	77	1,797,434	増	31						31	
			減	22,321	2,524						19,797
24	77	1,794,536	増	827				827			
			減	6,271	369			2,609			3,293
25	76	1,787,053	増	1,535				370		1,165	
			減	12,285	6,964			1,808		220	3,293
26	76	1,786,630	増	25,599				370		1,165	24,064
			減	22,721	557					134	22,030
27	76	1,786,163	増								
			減	467	385					82	
28	77	1,787,224	増	1,061							1,061
			減								
29	83	1,791,605	増	6,690							6,690
			減	910			1,061			338	
30	83	1,791,418	増	0							
			減	187	98		89				
31	85	1,800,328	増	9,242							9,242
			減	7,034	2,717			4,317			
2	85	1,801,314	増	988							988
			減	2							2
3	85	1,798,897	増	276						153	123
			減	2,693	2,569					124	
4	85	1,796,813	増	2,589							2,589
			減	4,673	1,485			3,082			106
5	85	1,794,355	増	573							573
			減	3,031	393		49				2,589

＜表４－２－（２）　開拓財産管理状況＞

令和6年3月31日現在

	口　座　名　（所　在　地）	所在市町村	管理面積(㎡)
1	八街飛行場地区	八街市	9,705
2	香取航空基地地区	旭市、匝瑳市	162,714
3	松戸飛行場地区	松戸市	29,384
4	横芝飛行場地区	横芝光町	24,225
5	銚子飛行場地区	銚子市	106
6	東金飛行場地区	東金市	8,201
7	国府台東練兵場地区	市川市	14,353
8	誉田滑空場地区	千葉市	105,754
9	陸軍工兵学校胡録台地区	松戸市	730
10	飯岡高射砲射場地区	銚子市	3,907
11	陸軍航空本部経理部（秋水基地）地区	柏市	919
12	千葉小銃射撃場地区	千葉市	4,282
13	防空学校小仲台地区	千葉市	1,850
14	習志野演習場地区	習志野市	12,942
15	陸軍一の宮演習場地区	一宮町	250
16	高柳地区	木更津市	423
17	洲之崎地区	館山市	80
18	三里塚地区	成田市	239,213
19	南日当地区	白子町	591
20	大寺地区	木更津市	2,366
21	茂原航空基地地区	茂原市	21,487
22	下志津演習場飛行場地区	千葉市、四街道市、佐倉市	726,337
23	松戸八柱演習場地区	松戸市	15,408
24	鉄道第二連隊津田沼作業場地区	習志野市	1,279
25	第四航空教育隊地区	柏市	184
26	五貫津地区	印西市	16,328
27	東部教育隊地区	船橋市	241
28	村上地区	市原市	4,786
29	坊堰地区	東庄町	37
30	若松地区	千葉市	9,939

	口　座　名　（所　在　地）	所在市町村	管理面積(㎡)
31	大池地区	木更津市	5,029
32	大坪地区	匝瑳市	804
33	神生地区	香取市	11,544
34	十余三地区	成田市	6,286
35	富岡地区	木更津市	430
36	大須賀地区	成田市	4,006
37	布鎌地区	栄町	1,983
38	佐原地区	香取市	129,200
39	鬼泪山地区	富津市	1,273
40	真里谷地区	木更津市	2,405
41	粟生野地区	茂原市	1,853
42	佐和地区	千葉市	2,330
43	緑海村海岸地区	山武市	458
44	伊豆島地区	木更津市	1,305
45	香取第二地区	旭市	2,958
46	鷹の台地区	千葉市	2,710
47	勝田地区	佐倉市、八千代市	15,705
48	長沼地区	成田市	83,470
49	老川開拓道路地区	大多喜町	4,466
50	市和田浦地区	香取市	3,577
51	老川地区	大多喜町	12,934
52	白井久保地区	勝浦市	4,324
53	木更津市地区	木更津市	15,191
54	鎌ケ谷村地区	鎌ケ谷市	431
55	市川市地区	市川市	2,492
56	船橋市地区	船橋市	1,689
57	遠山村地区	成田市	464
58	東条村地区	多古町	1,237
59	酒々井町地区	酒々井町	6,997
60	川上村地区	八街市	2,713

	口　座　名　（所　在　地）	所在市町村	管理面積(㎡)
61	和田村地区	佐倉市	1,435
62	八街町地区	八街市	18,458
63	旭村（印旛）地区	佐倉市	54
64	昭栄村地区	成田市	793
65	豊岡村地区	銚子市、旭市	357
66	環村地区	富津市	693
67	東金町地区	東金市	595
68	阿蘇村地区	印西市、八千代市	423
69	源村地区	東金市	3,217
70	豊岡村（松尾）地区	山武市	1,037
71	新川村地区	流山市	2,084
72	鳴浜村地区	山武市	336
73	梅郷村地区	野田市	499
74	城ノ内地区	長生村	6,782
75	多古町地区	多古町	1,017
76	蓮沼地区	山武市	119
77	千代田町（佐倉市）地区	佐倉市	653
78	福田村（野田市）地区	野田市	178
79	亀山村地区	君津市	595
80	天神山村地区	富津市	2,638
81	香取町地区	香取市	440
82	総元村地区	大多喜町	2,413
83	大森町地区	印西市	664
84	大里地区	芝山町	123
85	神戸海軍砲術学校地区	館山市	467
	合計		1,794,355

５．債権の管理及び歳入の徴収等

（１）農地対価等の取扱い

国有農地等及び開拓財産に係る農地対価等の債権については国の一般会計に所属し，歳入徴収官（県農林水産部長）が，「国の債権の管理等に関する法律」（以下「債権管理法」という。）等に基づいて管理し，歳入金の徴収に関する事務は，会計法，農地法，「予算決算及び会計令」，「出納官吏事務規程」，その他関係法令に基づいて取り扱っている。

（２）債権の管理事務

ア　債権の種類

（ア）旧農地法第３６条，第６１条，第６９条，第７０条の規定により売り渡した農地等の売渡対価に係る債権

（イ）旧農地法第７８条又は旧自創法第４６条の規定により貸し付けられた土地の使用料に係る債権

（ウ）旧農地法第６８条の規定により貸し付けられた土地の一時使用料に係る債権

（エ）国有農地等の無断潰廃，無断使用に係る損害賠償金及び不当利得返還金に係る債権

（オ）国有農地等の貸付手続未済による既往使用料に係る債権

（カ）（ア）～（エ）に係る延滞金債権

なお，旧農地法第８０条の規定による売払い及び同法施行規則第４６条の規定による用途外の貸付けに係る債権の管理は国が直接行っている。

イ　債権の管理保全

歳入徴収官は，知事から発生の通知を受けた債権について，調査確認のうえ履行の請求をし，債権保全のため必要に応じて督促，時効の中断等の措置を講じるとともに，国が行う債権取立，内容変更，免除等に関し，調査及び進達の関係事務を行っている。

（３）歳入金の徴収

ア　歳入金の徴収

令和５年度の実績は，徴収決定額29,815,129円（過年度繰越金6,469,843円，現年度分23,345,286円），収納済額23,322,437円であり，収納未済額は6,492,692円，収納率78.2％となっている。

イ　滞納整理

令和５年度不納欠損・徴収停止とも実績なし

ウ　年賦金の繰上償還

令和５年度実績なし。

（４）歳入機関等

ア　債権管理法第５条の規定により，債権管理の機関は歳入徴収官千葉県農林水産部長に委任されている。

イ　会計法第４８条，「予算決算及び会計令」第１４０条，「債権管理要領」第３章の規定に

より，国から委任されている歳入金の収納機関は次のとおりである。

徴　収　機　関	都　道　府　県
歳 入 徴 収 官	千 葉 県 農 林 水 産 部 長
歳入徴収官代理	千葉県農林水産部農地・農村振興課長

（５）農地対価支払事務

農地買収対価等の支払い及び買収処分の取消し，その他の訂正処分に伴う過払金回収，払戻金等の経理事務を行っている。いずれも令和５年度の実績はない。

ア　買収対価等の支払

旧農地法による買収対価の支払いは，買収期日までに支払われることが買収の効力要件（旧農地法第１３条）となっていたため，買収期日までに被買収者に支払われている。

また，支払事務を画一化するため，買収期日を各年度の７月１日，１１月１日，３月１日の３回に定めていた。

イ　払戻金の支払

旧自創法，旧農地法の売渡処分の取消し等に伴う払戻金は，過誤納者に通知し，請求により支払い手続を行っている。

ウ　過払金の回収

買収処分の解消等により誤払いとなった過払金について，発生の都度回収の手続を行っている。

（６）交付金交付事務

国は，農地法，同施行令等の実施に伴う国有農地等管理処分の事務取扱に要する経費を負担するため，県（県を経由してその一部を国有農地等所在市町村）に，「国有農地等管理処分事務取扱交付金交付要綱」に基づき，交付金を交付している。令和５年度は５１市町に交付。

第５　農地利用・調整

第５　農地利用・調整

１．農 地 利 用

（１）賃貸借に関する規制

農地法では，耕作者の地位の安定を図る観点から，耕作権の保護等のため，賃貸借に関する規制を設けている。

農地法は賃借人の地位を安定させるために，民法の諸原則に修正を加え，賃貸借の対抗力（法第１６条），賃貸借の法定更新（法第１７条），賃貸借の解約等の制限（法第１８条）について特例を設けている。

すなわち，農地の引渡しがあれば，賃貸借の登記なくして，その後の所有権取得者に対抗でき（法第１６条），賃貸借期間満了の１年前から６か月までの間に更新拒絶の通知をしないときは，なお従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされる（法第１７条）。

また，更新拒絶の通知，解除，解約の申入れ，合意解約をしようとするときは，あらかじめ知事の許可を受けなければならない（法第１８条第１項）。ただし，合意解約が，農地を引渡すこととなる期限前６か月以内に成立した合意で，その旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合，期間１０年間以上の定めのある賃貸借につき更新拒絶の通知を行う場合等については知事の許可を必要としない（法第１８条第１項ただし書）。

直近５年間の解約等の実績は別表のとおりである（表５－１，５－２）。

（２）農業委員会による賃料情報の提供

平成２１年の農地法改正により，標準小作料に代わり，農業委員会が，地域ごとに，農地の種類別，圃場整備事業の実施状況の別等に区分し，地域における賃貸借契約の賃料を調査し，賃料設定の目安になるものを広報誌やホームページ等で情報提供することになった（法５２条）。

＜表５－１　農地賃貸借解約等実績（年次別・種類別）＞

年次別	総計		要許可事案		法１８条６項通知	
	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
平成２８年	1,574	51,214	－	－	1,574	51,214
平成２９年	1,395	47,721	－	－	1,395	47,721
平成３０年	1,587	52,617	－	－	1,587	52,617
令和元年	1,256	40,997	－	－	1,256	40,997
令和２年	1,536	47,244	－	－	1,536	47,244
令和３年	1,576	58,906	－	－	1,576	58,906
令和４年	1,422	57,329	－	－	1,422	57,329
令和５年	956	29,145	－	－	956	29,145
対前年比	67.2%	51.0%	－	－	67.2%	51.0%
構成比	100.0%	100.0%	－	－	100.0%	100.0%

（注）農地の権利移動・借賃等調査による。
　　単位未満を四捨五入しているので，面積の内訳と合計は一致しない場合がある。

＜表５－２　農地賃貸借解約等実績（地域別・種類別）（令和５年）＞

地域別	総計		要許可事案		法１８条６項通知	
	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
総数	956	29,145	－	－	956	29,145
千葉	58	1,703	－	－	58	1,703
東葛飾	91	1,543	－	－	91	1,543
印旛	237	9,012	－	－	237	9,012
香取	90	3,242	－	－	90	3,242
海匝	101	2,881	－	－	101	2,881
山武	23	899	－	－	23	899
長生	150	3,954	－	－	150	3,954
夷隅	47	1,568	－	－	47	1,568
安房	79	2,300	－	－	79	2,300
君津	80	2,043	－	－	80	2,043

（注）農地の権利移動・借賃等調査による。
　　単位未満を四捨五入しているので，面積の内訳と合計は一致しない場合がある。

２．農 地 調 整

農地等の紛争処理方法には，（１）農地等の利用関係をめぐる当事者間の紛争について農業委員会や知事が仲介して適正な解決を図ろうとする和解の仲介と裁判所に設けられる調停委員会等が仲介する農事調停の制度及び（２）行政庁の処分等を不服として提起される不服申立て，行政訴訟，民事訴訟がある。

（１）農地等の利用関係の紛争処理

農地等の利用関係の紛争を解決する制度として，農地法による和解の仲介制度及び民事調停法による農事調停制度がある。

農地の利用関係をめぐる紛争は，農業をとりまく環境の著しい変化に伴いその内容が複雑多岐にわたっており，また土地に対する権利意識や様々な経緯等があることから，解決に長時間を要するもの，解決困難な事案がみられる。

ア　和解の仲介

和解の仲介制度（法第２５条から第２９条まで）は，昭和４５年の農地法の改正により設けられた。この制度は，農地等の利用関係の紛争事件には，農業者の立場からみて，裁判により解決するよりも，身近で簡易に解決したい事案について，農業委員会又は知事が和解の仲介を行って紛争の早期解決を図ろうとするものである。

なお，知事による和解の仲介（法第２８条）は，和解の仲介の申出を受けた農業委員会が，当該紛争について和解の仲介を行うことが困難又は不適当であると判断し，申立人の同意を得て，知事に和解の仲介をするよう申し出た場合に行う（表５－３－（１）～（２））。

イ　農事調停

民事調停法による農事調停は，裁判所による紛争解決を得ようとするものである。

調停委員会は，農事調停を行おうとするときは小作主事の意見を聞かなければならず，また，小作主事は期日に出席し又は期日外において調停委員会に対して意見を述べることができる（民事調停法第２７条，第２８条）ことになっている（表５－４－（１）～（２））。

令和５年度における農事調停の件数は３件である。

（２）農地等の処分等に係る争訟

旧自作農創設特別措置法若しくは農地法の規定に基づく買収・売渡処分又はその他の行政処分を不服とした当事者又は利害関係人が提起した不服申立て（行政計画に対する住民の不服申立ての機会を付与したものとされる農振法第１１条第５項ないし土地改良法第９８条第５項の審査申立て等を含む。）に対する裁決又は弁明を行う（表５－５）。

また，国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第２条第２項の規定により当課職員が指定代理人となる国を当事者又は参加人とする訴訟，及び地方自治法第１５３条第１項の規定により（前出法務大臣権限法第５条第１項の規定によるも可）当課職員が指定代理人となる知事又は県を当事者又は参加人とする訴訟を追行する。

ア　農地等訴訟処理実態

令和５年度における係属事件は１件である。

イ　農地等訴訟の傾向

農地改革に伴う買収・売渡処分等をめぐる訴訟は大幅に減少しており，近年は，農地法に基づく許認可処分等に係る不服申立て等が散発的にみられる程度となっている。

＜表５－３－（１）　和解の仲介の年次別状況＞

	総数	農業委員会による和解の仲介					知事による和解の仲介				
		和解の仲介申立			完結	未了	和解の仲介申立			完結	未了
		総数	持越	新規			総数	持越	新規		
平成 30 年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和元年度	2	2	－	2	2	－	－	－	－	－	－
令和２年度	1	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－
令和３年度	1	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－
令和４年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和５年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

＜表５－３－（２）　和解の仲介の種類別状況（令和５年度）＞

			持越件数	新規受理件数	完結件数	完結件数の内訳					
						成立		不成立	取下	知事への申出	その他
						申立人の要求貫徹	妥協				
農業委員会による和解の仲介	小作関係	土地返還関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		小作料関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		その他の小作関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	農地等利用関係	相隣関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		相続関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		売買関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計		－	－	－	－	－	－	－	－	－
知事による和解の仲介	小作関係	土地返還関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		小作料関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		その他の小作関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	農地等利用関係	相隣関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		相続関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		売買関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計		－	－	－	－	－	－	－	－	－
総計			－	－	－	－	－	－	－	－	－

＜表５－４－（１）　農事調停の年次別状況＞

	総数	成立件数	不成立件数	取下件数	その他	未了件数
平成 30 年度	8	1	3	1	－	3
令和元年度	6	2	1	1	－	2
令和２年度	4	1	2	1	－	0
令和３年度	3	2	－	－	－	1
令和４年度	7	3	4	－	－	－
令和５年度	3	1	1	－	－	1

＜表５－４－（２）　農事調停の種類別状況（令和５年度）＞

		持越件数	新規受理件数	完結件数	完結件数の内訳					
					成立		不成立	取下	却下	その他
					申立人の要求貫徹	妥協				
小作関係	土地返還関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小作料関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他の小作関係	－	1	1	－	－	1	－	－	－
農地等利用関係	相隣関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	相続関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	売買関係	－	2	1	1	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		－	3	2	1	－	1	－	－	－

＜表５－５　農地等行政不服審査処理状況（令和５年度）＞

			係属事件数						本年度終了件数		本年度未了件数	
			繰越分		本年度分		計					
			件数	関係人	件数	関係人	件数	関係人	件数	関係人	件数	関係人
処分等に係る不服申立	農地法関係	買収・売渡関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		権利移転関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		転用関係（4,5 条許可）	－	－	1	1	－	－	－	－	1	1
		賃貸借の解約関係	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		小計	－	－	1	1	－	－	－	－	1	1
	その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計		－	－	1	1	－	－	－	－	1	1
不作為に係る不服申立	農地法関係		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	合計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総計			－	－	1	1	－	－	－	－	1	1

第６　農地の再生利用

第６　農地の再生利用

１．遊休農地対策

農地法第４章では「遊休農地に関する措置」が規定されており，農業委員会による年１回の全農地の利用状況についての調査（利用状況調査），利用状況調査の結果把握された遊休農地の所有者等に実施する利用意向調査及び利用意向調査から６月以内に回答がない場合等に実施する農地中間管理機構との協議の勧告の一連の措置を農業委員会が行うことになっている。

（１）利用状況調査

農地の利用状況を確認するため，農業委員会は毎年１回，その区域内にある農地の利用状況についての調査（利用状況調査）を行っている（法第３０条）。

（２）利用意向調査

平成２６年４月からは改正農地法により，農業委員会は利用状況調査で把握した遊休農地の所有者等に対し従来の「指導」に変わり，農業上の利用の意向についての調査（利用意向調査）を行うこととなった（法第３２条）。

利用状況調査により把握した農地のうち，下記のいずれかに該当する場合は利用意向調査の対象となる。

①現に耕作の目的に供されておらず，かつ，引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（法第３２条第１項第１号）

②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（法第３２条第１項第２号）

また，利用意向調査の対象は，法第３２条第１項の各号の農地（遊休農地）のほか，耕作の事業に従事する者が不在となり，又は不在となることが確実と認められる農地所有者等に対しても行われる（法第３３条）。

（３）農地中間管理機構の取得に関する協議の勧告

利用意向調査の結果，意向表明どおりに，６月以内に権利の設定・移転，利用の増進を図っていないとき，農地所有者等に農業上の利用を行う意思がないとき，６月以内に回答がない場合等は，農業委員会が農地中間管理機構による農地中間管理権取得に関し，農地中間管理機構と協議するよう農地の所有者等に勧告することになっている（法第３６条第１項）。

なお，以下の場合は，勧告の対象外となる（「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日制定 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号）第３の６の（２）ア）。

ア　農地所有者等が農地中間管理機構に農地の貸付け意向を示したが，農地中間管理権の取得基準に適合しない旨を農地中間管理機構が通知した場合

イ　農地所有者等が農地中間管理機構への貸付けの意思表明が継続している場合

ウ　アのほか，農地中間管理権の取得基準に適合しない旨を農地中間管理機構が農業委員会に通知した場合

＜表６－１－（１）遊休農地に関する措置の状況に関する調査　結果[令和５年]＞

No	市町村 農業委員会名	耕地面積 (ha)	1号遊休農地(再生利用可能な荒廃農地)			参考	
			うち緑区分	うち黄区分	合計	再生利用が 困難な農地	2号遊休農地
1	千葉市	3,530	3	0	3	843	0
2	習志野市	62	2	0	2	0	0
3	市原市	5,250	389	347	736	682	96
4	八千代市	824	0	73	73	23	29
5	市川市	498	11	0	11	0	0
6	船橋市	1,130	21	20	41	30	0
7	松戸市	644	4	0	4	0	0
8	野田市	2,590	76	0	76	0	0
9	柏市	2,550	36	27	63	15	0
10	流山市	365	4	0	4	10	0
11	我孫子市	1,220	0	34	34	11	0
12	鎌ケ谷市	403	1	3	4	0	0
13	成田市	6,420	399	279	678	133	0
14	佐倉市	2,740	20	154	174	0	0
15	四街道市	626	35	14	49	0	0
16	八街市	3,290	5	135	139	0	0
17	印西市	4,110	0	120	120	130	0
18	白井市	1,030	196	0	196	0	0
19	富里市	2,400	20	11	30	0	0
20	酒々井町	500	23	17	41	0	0
21	栄町	1,410	6	16	22	0	0
22	香取市	11,100	556	0	556	0	0
23	神崎町	745	0	2	2	2	0
24	多古町	3,130	67	252	319	0	0
25	東庄町	1,880	15	145	161	18	1
26	銚子市	2,530	424	0	424	0	0
27	旭市	6,260	70	0	70	164	0
28	匝瑳市	5,030	0	189	189	0	0
29	東金市	3,310	41	34	75	9	1
30	山武市	5,580	0	0	0	6	0
31	大網白里市	2,340	1	17	18	1	0
32	九十九里町	889	3	39	42	82	1
33	芝山町	1,470	0	71	71	0	0
34	横芝光町	3,170	40	28	68	0	3
35	茂原市	2,970	59	188	247	0	0
36	一宮町	564	67	14	80	4	21
37	睦沢町	775	135	0	135	0	0
38	長生村	1,230	51	2	53	0	1
39	白子町	1,280	24	0	24	0	0
40	長柄町	835	202	0	202	0	173
41	長南町	1,180	209	204	413	0	102
42	勝浦市	878	192	0	192	424	156
43	いすみ市	3,320	6	0	6	0	43
44	大多喜町	1,000	263	205	468	314	5
45	御宿町	204	163	0	163	0	0
46	館山市	1,540	32	0	32	149	0
47	鴨川市	2,080	2	269	271	0	0
48	南房総市	3,260	73	1	73	0	0
49	鋸南町	428	34	13	48	182	13
50	木更津市	2,290	59	45	104	174	1
51	君津市	3,010	37	74	111	533	48
52	富津市	2,050	178	1	179	0	0
53	袖ケ浦市	2,400	111	67	178	266	0
	合計	120,300	4,366	3,110	7,476	4,204	692

（注）端数処理のため，合計が一致しない場合があります。

＜表６－１－（２）千葉県　荒廃農地の面積　調査結果［令和５年］＞

市町村名	今回新たに発生した面積		今回新たに再生利用された面積		再生利用が可能な荒廃農地（A分類）		参考値			
							再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）		荒廃農地面積（A分類＋B分類）	
	(ha)	農用地区域内	(ha)	農用地区域内	(ha)	農用地区域内	(ha)	農用地区域内	(ha)	農用地区域内
千葉市	95	38	16	8	3	2	843	205	846	207
習志野市	0	0	0	0	2	1	0	0	2	1
市原市	78	29	67	29	736	326	682	183	1,418	509
八千代市	7	5	0	0	73	62	23	14	96	76
市川市	1	1	0	0	11	3	0	0	11	3
船橋市	4	1	2	1	41	25	30	21	71	46
松戸市	0	0	1	0	4	0	0	0	4	0
野田市	1	0	1	0	76	10	0	0	76	10
柏市	5	3	5	2	63	28	15	1	78	30
流山市	0	0	0	0	4	0	10	0	14	0
我孫子市	4	3	1	1	34	20	11	3	45	23
鎌ケ谷市	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
成田市	120	74	63	35	678	404	133	45	811	449
佐倉市	34	21	4	3	174	116	0	0	174	116
四街道市	0	0	0	0	49	26	0	0	49	26
八街市	54	30	0	0	139	86	0	0	139	86
印西市	0	0	0	0	120	22	130	3	249	24
白井市	9	9	7	4	196	99	0	0	196	99
富里市	1	0	0	0	30	19	0	0	30	19
酒々井町	3	1	0	0	41	12	0	0	41	12
栄町	1	1	0	0	22	16	0	0	22	16
香取市	14	9	12	7	556	299	0	0	556	299
神崎町	0	0	0	0	2	2	2	0	5	2
多古町	37	31	0	0	319	242	0	0	319	242
東庄町	8	6	3	3	161	93	18	0	178	93
銚子市	25	20	5	3	424	215	0	0	424	215
旭市	4	3	6	6	70	48	164	73	235	121
匝瑳市	9	7	1	0	189	142	0	0	189	142
東金市	40	29	0	0	75	59	9	3	84	62
山武市	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
大網白里市	2	1	0	0	18	11	1	0	19	12
九十九里町	5	3	0	0	42	29	82	32	125	60
芝山町	0	0	0	0	71	17	0	0	71	17
横芝光町	6	5	1	1	68	56	0	0	68	56
茂原市	37	22	10	7	247	164	0	0	247	164
一宮町	21	13	3	2	80	44	4	2	84	46
睦沢町	0	0	0	0	135	0	0	0	135	0
長生村	0	0	2	2	53	45	0	0	53	45
白子町	0	0	2	2	24	17	0	0	24	17
長柄町	2	2	0	0	202	75	0	0	202	75
長南町	33	14	8	5	413	105	0	0	413	105
勝浦市	108	68	0	0	192	135	424	135	616	269
いすみ市	0	0	0	0	6	2	0	0	6	2
大多喜町	656	220	66	57	468	223	314	74	782	297
御宿町	0	0	0	0	163	17	0	0	163	17
館山市	10	8	0	0	32	25	149	52	182	77
鴨川市	0	0	0	0	271	5	0	0	271	5
南房総市	13	13	7	5	73	61	0	0	73	61
鋸南町	12	6	3	2	48	29	182	17	230	46
木更津市	9	2	35	9	104	51	174	37	278	88
君津市	37	33	14	5	111	72	533	83	644	155
富津市	24	14	0	0	179	86	0	0	179	86
袖ケ浦市	2	2	1	1	178	91	266	71	443	162
合計	1,531	746	351	202	7,476	3,734	4,204	1,060	11,680	4,793

（注）端数処理のため，合計が一致しない場合があります。

令和５年度

農　地　業　務　年　報

（付　録）

千葉県農林水産部農地・農村振興課

目　　次

令和５年農地の権利移動・借賃等調査結果（抄）

①　市町村別農地法第３条の許可状況（農地・採草放牧地）・・・・・・・１

②　市町村別農地転用の状況（農地・採草放牧地）・・・・・・・・・・・３

③　市町村別用途別転用の許可状況（農地法第４・５条合計）・・・・・・５

④　市町村別用途別転用の届出状況（農地法第４・５条合計）・・・・・・７

利用上の留意事項

・調査期間は、当該年の１月１日～１２月３１日の１年間である。

・統計表中、「-」は０を、「0.0」は単位未満を示す。

・単位未満を四捨五入しているため，面積の計欄の値と内訳の合計が一致しない場合がある。

①　市町村別農地法第３条の許可状況（農地・採草放牧地）

（単位：件，ｈａ）

地域	権利関係件数 面積 / 市町村	総数		所有権移転		賃借権の設定移転		使用貸借による権利の設定移転		地上権・永小作権・質権の設定移転		農協への経営受委託		その他の使用収益を目的とする権利の設定移転	
		件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積
県　計		36,375	13377.4	3,355	1,246.4	3,534	1,305.4	3,635	1,337.3	3,736	1,369.1	－	－	14,743	5,412.8
千葉	千葉市	3,440	322.2	344	32.2	344	32.2	344	32.2	344	32.2	688	64.4	1,376	128.9
	習志野市	174	17.0	16	1.7	16	1.7	17	1.7	18	1.7	36	3.4	71	6.8
	市原市	820	431.0	82	43.1	82	43.1	82	43.1	82	43.1	164	86.2	328	172.4
	八千代市	672	306.6	66	30.2	66	30.2	67	30.6	68	31.0	135	61.6	270	123.1
	計	2,038	429.9	508	107.2	508	107.2	510	107.6	512	108.0	－	－	－	－
東葛飾	市川市	132	17.7	12	1.2	12	1.2	13	1.7	14	2.1	27	3.8	54	7.6
	船橋市	465	111.4	42	10.6	47	11.2	47	11.2	47	11.2	94	22.4	188	44.8
	松戸市	280	50.7	28	5.1	28	5.1	28	5.1	28	5.1	56	10.1	112	20.3
	野田市	1,076	432.8	104	42.7	108	43.3	108	43.3	108	43.3	216	86.7	432	173.4
	柏市	768	368.3	75	36.4	77	36.9	77	36.9	77	36.9	154	73.7	308	147.5
	流山市	130	12.7	13	1.3	13	1.3	13	1.3	13	1.3	26	2.5	52	5.1
	我孫子市	257	60.1	14	3.7	27	6.3	27	6.3	27	6.3	54	12.5	108	25.0
	鎌ケ谷市	190	76.6	19	7.7	19	7.7	19	7.7	19	7.7	38	15.3	76	30.7
	浦安市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	1,303	448.8	307	108.7	331	112.9	332	113.4	333	113.8	－	－	－	－
印旛	成田市	2,319	1,274.6	201	113.9	218	121.2	231	127.0	244	132.8	475	259.9	950	519.7
	佐倉市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	四街道市	298	145.2	25	12.1	25	12.1	29	14.1	33	16.1	62	30.2	124	60.5
	八街市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	印西市	848	215.5	83	21.1	85	21.6	85	21.6	85	21.6	170	43.2	340	86.4
	白井市	213	86.7	9	1.2	16	6.7	21	8.8	26	10.9	47	19.7	94	39.4
	富里市	225	158.7	18	12.4	23	16.3	23	16.3	23	16.3	46	32.5	92	65.0
	酒々井町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	栄町	120	63.0	12	6.3	12	6.3	12	6.3	12	6.3	24	12.6	48	25.2
	計	1,551	749.3	348	167.0	379	184.2	401	194.1	423	204.0	－	－	－	－
香取	香取市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	神崎町	69	11.4	6	0.9	7	1.2	7	1.2	7	1.2	14	2.3	28	4.7
	多古町	724	457.5	70	45.3	70	45.3	72	45.7	74	46.1	146	91.7	292	183.5
	東庄町	722	443.9	62	41.0	72	43.8	73	44.5	74	45.3	147	89.8	294	179.6
	計	594	361.2	138	87.2	149	90.2	152	91.4	155	92.5	－	－	－	－
海匝	銚子市	1,574	841.7	149	81.2	149	81.2	156	83.7	163	86.1	319	169.8	638	339.6
	旭市	658	156.7	58	12.4	60	13.1	65	15.3	70	17.5	135	32.8	270	65.6
	匝瑳市	1,544	1,065.5	146	101.1	150	102.1	154	105.9	158	109.7	312	215.6	624	431.1
	計	1,478	809.4	353	194.7	359	196.4	375	204.9	391	213.3	－	－	－	－

地域	権利関係件数 面積 市町村	総数		所有権移転		賃借権の設定移転		使用貸借による権利の設定移転		地上権・永小作権・質権の設定移転		農協への経営受委託		その他の使用収益を目的とする権利の設定移転	
		件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積
山武	東金市	638	119.1	56	7.2	62	12.1	64	12.3	66	12.6	130	24.9	260	49.9
	山武市	1,249	473.9	112	43.7	125	47.8	126	47.8	127	47.8	253	95.6	506	191.2
	大網白里市	711	335.6	69	32.9	70	33.5	71	33.6	72	33.7	143	67.3	286	134.6
	九十九里町	139	26.0	13	2.4	14	2.6	14	2.6	14	2.6	28	5.3	56	10.5
	芝山町	394	202.3	37	16.9	37	16.9	39	19.7	41	22.5	80	42.1	160	84.3
	横芝光町	763	501.8	73	49.6	74	50.1	76	50.2	78	50.3	154	100.6	308	201.1
	計	1,530	651.4	360	152.6	382	163.0	390	166.3	398	169.5	－	－	－	－
長生	茂原市	4,652	614.7	446	58.3	454	59.6	464	61.3	474	62.9	938	124.2	1,876	248.4
	一宮町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	睦沢町	190	125.2	19	12.5	19	12.5	19	12.5	19	12.5	38	25.0	76	50.1
	長生村	430	121.6	4	0.3	34	11.3	44	12.9	54	14.6	98	27.5	196	55.0
	白子町	299	149.3	29	14.6	30	15.0	30	15.0	30	15.0	60	29.9	120	59.9
	長柄町	160	67.5	16	6.7	16	6.7	16	6.7	16	6.7	32	13.5	64	27.0
	長南町	600	194.7	60	19.5	60	19.5	60	19.5	60	19.5	120	38.9	240	77.9
	計	2,473	495.7	574	112.0	613	124.6	633	127.9	653	131.2	－	－	－	－
夷隅	勝浦市	400	224.5	40	22.5	40	22.5	40	22.5	40	22.5	80	44.9	160	89.8
	いすみ市	1,040	311.0	98	29.4	102	30.8	104	31.2	106	31.5	210	62.7	420	125.4
	大多喜町	640	381.1	64	38.1	64	38.1	64	38.1	64	38.1	128	76.2	256	152.4
	御宿町	100	23.9	10	2.4	10	2.4	10	2.4	10	2.4	20	4.8	40	9.6
	計	866	374.7	212	92.4	216	93.7	218	94.1	220	94.5	－	－	－	－
安房	館山市	600	117.0	60	11.7	60	11.7	60	11.7	60	11.7	120	23.4	240	46.8
	鴨川市	170	58.1	17	5.8	17	5.8	17	5.8	17	5.8	34	11.6	68	23.2
	南房総市	1,593	531.9	147	50.6	154	52.3	159	53.2	164	54.1	323	107.3	646	214.5
	鋸南町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	1,645	493.2	224	68.2	231	69.8	236	70.7	－	－	－	－	954	284.5
君津	木更津市	1,641	620.8	135	58.1	146	59.4	162	61.7	178	64.1	340	125.8	680	251.7
	君津市	906	440.5	78	40.8	92	44.4	92	44.4	92	44.4	184	88.8	368	177.7
	富津市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	袖ケ浦市	1,342	608.9	118	57.7	128	59.6	134	60.8	140	62.1	274	122.9	548	245.8
	計	1,495	657.5	331	156.5	366	163.4	388	167.0	410	170.6	－	－	－	－

②　市町村別農地転用の状況（農地・採草放牧地）

（単位：件，ｈａ）

地域	権利関係件数 面積 / 市町村	総計		許可				届出				法律第4条5、8項、5条4項の協議		許可・届出・協議以外（4，5条該当以外）	
				4条		5条		4条		5条					
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積	うち市街化区域
県計		5,250	432.1	172	13.3	2,175	216.6	1,034	50.9	1,869	115.3	－	－	36.0	4.2
千葉	千葉市	434	20.5	13.0	1.2	145.0	11.0	251.0	7.1	25.0	1.1	－	－	0.1	3.0
	習志野市	116	13.4	2.0	0.0	9.0	1.1	15.0	4.7	90.0	7.5	－	－	－	－
	市原市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	八千代市	170	10.5	3.0	0.2	16.0	2.0	36.0	2.8	115.0	5.6	－	－	－	－
	計	720	44.4	18.0	1.4	170.0	14.1	302.0	14.7	230.0	14.2	－	－	0.1	3.0
東葛飾	市川市	340	17.1	12.0	0.8	48.0	4.3	116.0	4.6	164.0	7.1	－	－	0.3	0.2
	船橋市	497	34.4	6.0	0.5	94.0	11.3	175.0	7.0	222.0	14.1	－	－	1.5	0.1
	松戸市	494	28.3	6.0	0.6	29.0	3.0	164.0	8.2	295.0	15.7	－	－	0.7	－
	野田市	536	53.4	11.0	1.1	291.0	37.9	41.0	1.7	193.0	12.8	－	－	－	－
	柏市	267	27.6	4.0	0.1	45.0	5.8	51.0	6.2	167.0	15.4	－	－	－	－
	流山市	158	9.4	2.0	0.3	18.0	1.3	45.0	1.9	93.0	5.6	－	－	0.3	－
	我孫子市	113	6.0	1.0	0.0	18.0	2.0	26.0	0.9	68.0	3.2	－	－	－	－
	鎌ヶ谷市	113	10.5	4.0	0.1	7.0	2.9	33.0	1.5	69.0	5.3	－	－	0.7	0.1
	浦安市	13	0.6	－	－	－	－	11.0	0.6	2.0	0.1	－	－	－	－
	計	2,531	187.4	46.0	3.6	550.0	68.5	662.0	32.6	1,273.0	79.4	－	－	3.4	0.4
印旛	成田市	224	39.1	6.0	0.6	129.0	25.9	21.0	1.4	68.0	5.8	－	－	5.4	0.2
	佐倉市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	四街道市	87	5.8	1.0	0.2	30.0	2.9	24.0	1.1	32.0	1.6	－	－	－	－
	八街市	99	8.6	7.0	0.4	92.0	8.2	－	－	－	－	－	－	－	－
	印西市	110	12.9	9.0	0.8	95.0	12.0	1.0	0.0	5.0	0.1	－	－	－	－
	白井市	12	3.3	－	－	12.0	3.3	－	－	－	－	－	－	－	－
	富里市	8	1.7	－	－	－	－	－	－	8.0	1.1	－	－	0.6	－
	酒々井町	39	1.9	3.0	0.1	17.0	1.4	1.0	0.0	18.0	0.5	－	－	－	－
	栄町	5	1.1	－	－	4.0	1.1	－	－	1.0	0.0	－	－	－	－
	計	584	74.4	26.0	2.0	379.0	54.7	47.0	2.5	132.0	9.1	－	－	6.0	0.2
香取	香取市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	神崎町	7	0.4	－	－	7.0	0.4	－	－	－	－	－	－	－	－
	多古町	45	2.9	1.0	0.0	44.0	2.9	－	－	－	－	－	－	－	－
	東庄町	31	1.7	4.0	0.5	27.0	1.1	－	－	－	－	－	－	0.1	－
	計	83	5.1	5.0	0.5	78.0	4.5	－	－	－	－	－	－	0.1	－
海匝	銚子市	76	6.2	1.0	0.1	75.0	6.1	－	－	－	－	－	－	0.0	－
	旭市	100	6.6	7.0	0.6	93.0	6.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	匝瑳市	57	3.1	4.0	0.3	53.0	2.8	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	233	15.9	12.0	1.0	221.0	14.9	－	－	－	－	－	－	0.0	－

地域	権利関係件数 面積 / 市町村	総計		許可				届出				法律第4条5、8項、5条4項の協議		許可・届出・協議以外（4，5条該当以外）	
				4条		5条		4条		5条					
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積	うち市街化区域
山武	東金市	48	2.2	2.0	0.1	46.0	2.1	－	－	－	－	－	－	－	－
	山武市	32	10.7	4.0	0.3	28.0	3.6	－	－	－	－	－	－	6.9	－
	大網白里市	31	5.7	2.0	0.1	15.0	1.0	1.0	0.2	13.0	0.6	－	－	3.9	0.4
	九十九里町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	芝山町	33	9.0	3.0	0.4	30.0	8.5	－	－	－	－	－	－	0.0	－
	横芝光町	61	3.8	6.0	0.5	55.0	3.4	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	205	31.5	17.0	1.3	174.0	18.6	1.0	0.2	13.0	0.6	－	－	10.7	0.4
長生	茂原市	106	9.9	7.0	0.2	99.0	3.8	－	－	－	－	－	－	5.9	－
	一宮町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	睦沢町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	長生村	19	0.8	－	－	19.0	0.8	－	－	－	－	－	－	－	－
	白子町	3	0.1	－	－	3.0	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－
	長柄町	22	2.6	4.0	0.2	18.0	2.4	－	－	－	－	－	－	－	－
	長南町	15	1.0	－	－	15.0	1.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	165	14.4	11.0	0.4	154.0	8.1	－	－	－	－	－	－	5.9	－
夷隅	勝浦市	10	0.9	－	－	10.0	0.9	－	－	－	－	－	－	－	－
	いすみ市	76	9.9	14.0	1.2	62.0	4.2	－	－	－	－	－	－	4.5	－
	大多喜町	12	2.1	5.0	0.6	7.0	0.5	－	－	－	－	－	－	0.9	－
	御宿町	7	0.3	－	－	7.0	0.3	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	105	13.2	19.0	1.8	86.0	5.9	－	－	－	－	－	－	5.4	－
安房	館山市	103	7.0	2.0	0.1	101.0	6.9	－	－	－	－	－	－	－	－
	鴨川市	11	0.3	2.0	0.0	9.0	0.3	－	－	－	－	－	－	－	－
	南房総市	60	3.6	－	－	60.0	3.6	－	－	－	－	－	－	－	－
	鋸南町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	174	11.0	4.0	0.1	170.0	10.9	－	－	－	－	－	－	－	－
君津	木更津市	368	24.4	12.0	0.7	152.0	12.2	17.0	0.7	187.0	10.9	－	－	－	－
	君津市	1	0.1	－	－	1.0	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－
	富津市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	袖ケ浦市	81	10.4	2.0	0.6	40.0	4.0	5.0	0.2	34.0	1.3	－	－	4.3	0.2
	計	450	34.9	14.0	1.3	193.0	16.3	22.0	0.9	221.0	12.1	－	－	4.3	0.2

③　市町村別用途別転用（農地法第４・５条合計）の許可状況（農地・採草放牧地）

（単位：件，ｈａ）

地域	権利関係件数 面積 / 市町村	総計		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能・不明	
		件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積
県　計		2,347	229.9	788	56.9	44	6.0	12	1.0	122	19.8	1,340	142.1	2	0.1	39	3.9
千葉	千葉市	158	12.2	95	6.8	1	0.1	－	－	－	－	49	4.6	－	－	13	0.8
	習志野市	11	1.1	6	0.5	3	0.0	－	－	－	－	2	0.6	－	－	－	－
	市原市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	八千代市	19	2.1	8	1.0	－	－	－	－	－	－	11	1.2	－	－	－	－
	計	188	15.5	109	8.3	4	0.1	－	－	－	－	62	6.3	－	－	13	0.8
東葛飾	市川市	60	5.1	23	1.8	2	0.4	－	－	2	0.2	33	2.7	－	－	－	－
	船橋市	100	11.8	58	7.6	3	0.1	－	－	－	－	39	4.2	－	－	－	－
	松戸市	35	3.6	5	0.2	3	0.1	－	－	3	0.5	24	2.8	－	－	－	－
	野田市	302	39.0	18	0.8	3	1.4	－	－	31	4.2	250	32.7	－	－	－	－
	柏市	49	5.9	3	0.1	－	－	－	－	1	0.4	45	5.5	－	－	－	－
	流山市	20	1.6	10	0.4	4	0.3	－	－	－	－	6	0.9	－	－	－	－
	我孫子市	19	2.0	2	0.1	4	0.8	－	－	－	－	10	0.9	－	－	3	0.3
	鎌ケ谷市	11	3.0	2	0.1	1	0.5	－	－	－	－	8	2.4	－	－	－	－
	浦安市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	596	72.1	121	11.0	20	3.5	－	－	37	5.3	415	52.1	－	－	3	0.3
印旛	成田市	135	26.5	24	1.8	1	0.0	－	－	37	9.7	73	15.0	－	－	－	－
	佐倉市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	四街道市	31	3.1	8	1.0	2	0.7	－	－	1	0.2	20	1.3	－	－	－	－
	八街市	99	8.6	33	2.8	1	0.1	1	0.2	2	0.4	57	4.2	－	－	5	0.9
	印西市	104	12.8	42	4.8	1	0.9	－	－	－	－	61	7.0	－	－	－	－
	白井市	12	3.3	－	－	－	－	1	0.3	－	－	11	3.0	－	－	－	－
	富里市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	酒々井町	20	1.4	6	0.6	5	0.3	－	－	1	0.1	8	0.4	－	－	－	－
	栄町	4	1.1	－	－	－	－	－	－	－	－	4	1.1	－	－	－	－
	計	405	56.7	113	10.9	10	2.0	2	0.5	41	10.4	234	32.0	－	－	5	0.9
香取	香取市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	神崎町	7	0.4	2	0.0	－	－	－	－	－	－	5	0.4	－	－	－	－
	多古町	45	2.9	6	0.2	1	0.1	－	－	3	0.2	35	2.4	－	－	－	－
	東庄町	31	1.6	12	0.4	－	－	－	－	－	－	19	1.2	－	－	－	－
	計	83	5.0	20	0.7	1	0.1	－	－	3	0.2	59	4.0	－	－	－	－
海匝	銚子市	76	6.2	18	0.4	－	－	－	－	6	0.7	50	4.9	2	0.1	－	－
	旭市	100	6.6	35	1.1	－	－	－	－	4	0.4	60	5.1	－	－	1	0.0
	匝瑳市	57	3.1	21	1.1	－	－	－	－	5	0.2	31	1.9	－	－	－	－
	計	233	15.8	74	2.6	－	－	－	－	15	1.3	141	11.9	2	0.1	1	0.0

地域	権利関係件数 面積 / 市町村	総計		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能・不明	
		件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積
山武	東金市	48	2.2	26	1.2	－	－	9	0.3	－	－	13	0.7	－	－	－	－
	山武市	32	3.9	6	0.2	－	－	－	－	－	－	26	3.7	－	－	－	－
	大網白里市	17	1.0	13	1.0	－	－	－	－	－	－	4	0.0	－	－	－	－
	九十九里町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	芝山町	33	9.0	23	6.3	－	－	－	－	－	－	10	2.7	－	－	－	－
	横芝光町	61	3.8	9	0.4	－	－	－	－	1	0.3	51	3.2	－	－	－	－
	計	191	20.0	77	9.1	－	－	9	0.3	1	0.3	104	10.2	－	－	－	－
長生	茂原市	106	4.0	52	1.9	－	－	－	－	1	0.7	53	1.4	－	－	－	－
	一宮町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	睦沢町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	長生村	19	0.8	11	0.5	1	0.0	－	－	－	－	7	0.4	－	－	－	－
	白子町	3	0.1	2	0.1	－	－	－	－	－	－	1	0.0	－	－	－	－
	長柄町	22	2.6	4	0.1	－	－	－	－	－	－	18	2.5	－	－	－	－
	長南町	15	1.0	7	0.2	－	－	－	－	－	－	8	0.8	－	－	－	－
	計	165	8.5	76	2.7	1	0.0	－	－	1	0.7	87	5.1	－	－	－	－
夷隅	勝浦市	10	0.9	3	0.1	－	－	－	－	－	－	5	0.6	－	－	2	0.2
	いすみ市	76	5.5	23	1.0	－	－	－	－	6	0.5	35	2.6	－	－	12	1.3
	大多喜町	12	1.1	3	0.1	1	0.0	1	0.2	2	0.2	5	0.6	－	－	－	－
	御宿町	7	0.3	－	－	－	－	－	－	7	0.3	－	－	－	－	－	－
	計	105	7.8	29	1.3	1	0.0	1	0.2	15	1.0	45	3.7	－	－	14	1.5
安房	館山市	103	7.0	39	1.7	1	0.0	－	－	2	0.1	61	5.1	－	－	－	－
	鴨川市	11	0.3	4	0.1	－	－	－	－	－	－	6	0.2	－	－	1	0.0
	南房総市	60	3.6	23	1.3	2	0.1	－	－	5	0.3	28	1.5	－	－	2	0.4
	鋸南町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	174	11.0	66	3.2	3	0.1	－	－	7	0.4	95	6.8	－	－	3	0.4
君津	木更津市	164	12.8	85	6.3	2	0.2	－	－	2	0.1	75	6.2	－	－	－	－
	君津市	1	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	0.1	－	－	－	－
	富津市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	袖ケ浦市	42	4.6	18	1.0	2	0.0	－	－	－	－	22	3.6	－	－	－	－
	計	207	17.6	103	7.3	4	0.2	－	－	2	0.1	98	9.9	－	－	－	－

④　市町村別用途別転用（農地法第４・５条合計）の届出状況（農地・採草放牧地）

（単位：件，ｈａ）

地域	権利関係件数 面積 / 市町村	総計		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能・不明	
		件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積
県　計		2,903	166.2	2,102	106.2	161	4.7	16	2.8	107	13.7	502	38.7	0	0.0	15	0.1
千葉	千葉市	276	8.2	178	5.9	36	0.4	0	0.0	15	1.1	33	0.8	0	0.0	14	0.1
	習志野市	105	12.3	42	1.6	5	0.2	－	－	2	0.1	56	10.3	－	－	－	－
	市原市	0	0.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	八千代市	151	8.4	113	4.5	5	0.3	5	0.8	8	1.3	20	1.6	－	－	－	－
	計	532	28.9	333	12.0	46	0.8	5	0.8	25	2.5	109	13	－	－	14	0.1
東葛飾	市川市	280	11.7	195	8.8	－	－	1	0.0	4	0.2	80	2.7	－	－	－	－
	船橋市	397	21.1	247	8.9	62	0.7	1	0.0	19	2.3	68	9.1	－	－	－	－
	松戸市	459	23.9	364	17.7	27	1.3	1	0	18	1.3	49	3.4	－	－	－	－
	野田市	234	14.5	192	10.4	8	0.1	8	1.8	4	0.9	21	1.1	－	－	1	0.0
	柏市	218	21.6	163	14.9	6	0.1	－	－	11	3.8	38	2.8	－	－	－	－
	流山市	138	7.6	110	5.7	1	0.1	－	－	5	0.4	22	1.4	－	－	－	－
	我孫子市	94	4.0	73	3.4	－	－	－	－	1	0.0	20	0.6	－	－	－	－
	鎌ケ谷市	102	6.8	77	6.0	7	0.0	－	－	2	0.2	16	0.6	－	－	－	－
	浦安市	13	0.6	11	0.6	－	－	－	－	－	－	2	0.0	－	－	－	－
	計	1,935	111.9	1,432	76.5	111	2.3	11	2.0	64	9.1	316	21.9	－	－	1	0.0
印旛	成田市	89	7.2	53	4.1	1	0.1	－	－	7	0.8	28	2.3	－	－	－	－
	佐倉市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	四街道市	56	2.7	50	2.5	－	－	－	－	－	－	6	0.2	－	－	－	－
	八街市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	印西市	6	0.1	4	0.1	－	－	－	－	－	－	2	0.0	－	－	－	－
	白井市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	富里市	8	1.1	7	0.7	－	－	－	－	1	0.3	－	－	－	－	－	－
	酒々井町	19	0.5	9	0.2	－	－	－	－	－	－	10	0.3	－	－	－	－
	栄町	1	0.0	－	－	－	－	－	－	－	－	1	0.0	－	－	－	－
	計	179	11.6	123	7.6	1	0.1	－	－	8	1.1	47	2.8	－	－	－	－
香取	香取市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	神崎町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	多古町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	東庄町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海匝	銚子市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	旭市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	匝瑳市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.0	－	－	－	－

地域	権利関係件数 面積 / 市町村	総計		住宅用地		公的施設用地		工鉱業（工場）用地		商業サービス等用地		その他の業務用地		植林		その他分類不能・不明	
		件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積	件　数	面　積
山武	東金市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	山武市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	大網白里市	14	0.8	11	0.7	−	−	−	−	−	−	3	0.0	−	−	−	−
	九十九里町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	芝山町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	横芝光町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	計	14	0.8	11	0.7	−	−	−	−	−	−	3	0.0	−	−	−	−
長生	茂原市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	一宮町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	睦沢町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	長生村	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	白子町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	長柄町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	長南町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
夷隅	勝浦市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	いすみ市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	大多喜町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	御宿町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
安房	館山市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	鴨川市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	南房総市	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	鋸南町	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	計	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
君津	木更津市	204	11.6	168	7.9	3	1.5	−	−	10	1.0	23	1.2	−	−	−	−
	君津市	0	0.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	富津市	0	0.0	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	袖ケ浦市	39	1.5	35	1.4	−	−	−	−	−	−	4	0.1	−	−	−	−
	計	243	13.1	203	9.3	3	1.5	−	−	10	1.0	27	1.3	−	−	−	−